

平成26年第380回定例会

# 矢吹町議会会議録

平成26年6月13日 開会

平成26年6月23日 閉会

矢吹町議会

## 平成26年第380回矢吹町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月13日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸報告	6
町政報告	10
報告第3号の上程、説明、質疑	14
報告第4号の上程、説明、質疑	14
報告第5号の上程、説明、質疑	15
報告第6号の上程、説明、質疑	16
報告第7号の上程、説明、質疑	16
報告第8号の上程、説明、質疑	17
報告第9号の上程、説明、質疑	17
報告第10号の上程、説明	18
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案の上程、説明(議案第44号～議案第50号)	26
散会の宣告	27

### 第 2 号 (6月16日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
職務のため出席した者の職氏名	30
開議の宣告	31
一般質問	31
角田秀明君	31
青山英樹君	41
鈴木隆司君	54
薄葉好弘君	64
安井敬博君	70
散会の宣告	77

### 第 3 号 (6月17日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	79
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
一般質問	81
大木義正君	81
総括質疑	90
議案・請願・陳情の付託	90
散会の宣告	91

### 第 4 号 (6月23日)

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	94
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94

職務のため出席した者の職氏名	9 4
開議の宣告	9 5
推薦第 1 号 矢吹町農業委員会委員の推薦について	9 5
議事日程の報告	9 5
議案第 4 4 号、議案第 4 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 6
議案第 4 5 号、請願第 1 号、陳情第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 9
陳情第 2 号、陳情第 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 1
議案第 4 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 4 8 号、議案第 4 9 号、議案第 5 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 0 3
日程の追加	1 0 5
同意第 1 号の上程、説明、採決	1 0 5
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
閉会中の継続調査の申し出について	1 1 0
議員の派遣について	1 1 0
閉会の宣告	1 1 0

平成26年6月13日（金曜日）

（第 1 号）

## 平成26年第380回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成26年6月13日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第 3号 専決処分の報告について(専決第11号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の一部変更について)
- 日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について(専決第12号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更について)
- 日程第 7 報告第 5号 専決処分の報告について(専決第13号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について)
- 日程第 8 報告第 6号 専決処分の報告について(専決第14号 損害賠償について)
- 日程第 9 報告第 7号 平成25年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第10 報告第 8号 平成25年度矢吹町事故繰越しの報告について
- 日程第11 報告第 9号 平成25年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第12 報告第10号 出資法人の経営状況について
- 日程第13 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第14 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第15 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第16 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第17 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 日程第18 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第19 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例)

日程第20 承認第 8号 専決処分承認を求めることについて（専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第21 議案の上程

議案第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号  
（町長提案理由説明のみ）

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（16名）

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	阿部正人君	総務課長	藤田忠晴君
税務課長	三瓶貴雄君	町民生活課長	会田光一君
保健福祉課長	泉川稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君
都市建設課長	福田和也君	上下水道課長	小針良光君

教育次長兼  
学校教育課長  
兼指導主事

小 峰 光 君

会計管理者  
兼出納室長 井戸 沼 寿 量 君

生涯学習課長  
兼中央公民館  
館 長

梅 原 喜 美 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 水 戸 邦 夫

主任主査兼  
次 長 角 田 哲 也



---

### ◎開会の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第380回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） これより会議を開きます。

日程に先立ちまして、去る4月1日付人事異動により、議会事務局職員に任命いたしました水戸邦夫局長と角田哲也主任主査兼次長を紹介いたします。

水戸局長です。

○議会事務局長（水戸邦夫君） よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 角田次長です。

○主任主査兼次長（角田哲也君） よろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 局長及び次長の両名におかれましては、事務局職員としてそれぞれ職務に励まれますようお願いいたします。

同じく4月1日付の人事異動により、新たに管理職となりました方々を紹介いたします。

三瓶貴雄税務課長です。

○税務課長（三瓶貴雄君） よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 泉川稔保健福祉課長です。

○保健福祉課長（泉川 稔君） よろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 小針良光上下水道課長です。

○上下水道課長（小針良光君） よろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 小峰光教育次長兼学校教育課長兼指導主事です。

○教育次長兼学校教育課長兼指導主事（小峰 光君） よろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 福田和也都市建設課長です。

○都市建設課長（福田和也君） よろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 梅原喜美生涯学習課長兼中央公民館長です。

○生涯学習課長兼中央公民館長（梅原喜美君） よろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 新たに管理職につかれました方々には、健康に留意され、それぞれの職責に励まれますようお願いいたします。

次に、今年度最初の議会でありますので、再確認をいたします。

議場及び各委員会では、携帯電話の電源を切るか、またはマナーモードの対応をお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（諸根重男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 安井敬博君

2番 薄葉好弘君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（諸根重男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

[9番 熊田 宏君登壇]

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

さきの議会の構成変更に伴いまして、このたび議会運営委員長に任命されました熊田でございます。皆様のご指導をいただきながら進めさせていただきますので、ご指導、ご鞭撻よろしく申し上げます。

それでは報告させていただきます。

第380回定例町議会が、本日6月13日に招集になりましたので、それに先立ちまして、6月11日午前10時より議会運委員会を開き、今期定例会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出されました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を6月13日から6月23日までの11日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は23件、議長提案1件であります。そのうち報告8件、承認8件については全体審議いたします。次に、条例の制定1件、一部改正1件、一般議案1件及び6月6日までに受理いたしました請願1件、陳情3件については、それぞれの常任委員会に付託して審議をすることにいたします。

また、4件の補正予算関係議案については、一般会計と特別会計に分けて、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置構成して審議をすることにいたします。

なお、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会への付託案件は、議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆さんのお手元に配付してあるとおりであります。報告させていただきます。

1日目の本日は本会議で、報告8件、承認8件は全体審議として採決いたし、日程第21で議案第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号までを一括上程して、町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

2日目の14日、3日目の15日は土曜日、日曜日のため休会といたします。

4日目の16日月曜日は、通告のあった議員から順次一般質問を行います。

5日目の17日火曜日は、前日に引き続き一般質問を行い、終了後総括質疑をして、議案、請願、陳情の付託を行います。午後1時から常任委員会を開催いたします。

6日目の18日水曜日は、午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

7日目の19日木曜日は、前日に引き続き午前10時より予算特別委員会を開催いたします。

8日目の20日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

9日目の21、10日目の22日は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

11日目の23日月曜日は、午後1時から本会議を開き、日程第1で推薦第1号 矢吹町農業委員会委員の推薦を議題とし、日程第2から日程第6まで各委員会に付託した議案、請願、陳情の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、今定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開かせていただき、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、最終日6月23日本会議終了後午後6時からいやさかにおいて、過日、福島県町村議会議長会会長から自治功労者の表彰を受賞されました吉田伸議員の受賞祝賀会並びに新たに管理職になられた皆様方の歓迎会を兼ねた町執行部との懇親会を予定しておりますので、皆様のご参加をお願いいたしまして報告とします。よろしくご審議お願い申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日6月13日から6月23日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月13日から6月23日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

---

### ◎諸報告

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

去る6月3日、福島市杉妻会館において開催されました平成26年度福島県町村議会議長会定期総会の席上、自治功労者として福島県町村議会議長会より吉田伸議員が表彰されましたので、ご報告いたします。

なお、在職11年以上の功労者であります。

それでは、表彰につきまして、その伝達を本席において行います。

事務局長から名前を申し上げますので、演壇前へお進み願いたいと思います。なお、伝達終了後、受賞者の記念撮影を行いますので、しばらくお待ちください。

それでは、事務局長。

〔表彰状伝達〕

○議長（諸根重男君） ここで記念撮影のため、暫時休議いたします。

（午前10時11分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午前10時12分）

---

○議長（諸根重男君） 本定例会の議案書、例月出納検査結果報告書及び請願、陳情文書表、議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、閉会中の継続調査の申し出により行われました各常任委員会並びに議会運営委員会及び議会広報編集委員会、特別委員会の正副委員長の互選につきましては、その正副委員長が決まりましたので、私から報告いたします。

総務常任委員会委員長、薄葉好弘君、副委員長、加藤宏樹君。

文教厚生常任委員会委員長、大木義正君、副委員長、佐藤幸市君。

産業建設常任委員会委員長、鈴木隆司君、副委員長、青山英樹君。

議会運営委員会委員長、熊田宏君、副委員長、青山英樹君。

議会広報編集委員会委員長、安井敬博君、副委員長、薄葉好弘君。

矢吹町議会活性化等調査特別委員会委員長、熊田宏君、副委員長、青山英樹君。

大震災及び原発事故調査特別委員会委員長、薄葉好弘君、副委員長、加藤宏樹君。

以上であります。

これより、各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報編集委員会、特別委員会の各委員長から挨拶を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、薄葉好弘君。

〔総務常任委員会委員長 薄葉好弘君登壇〕

○総務常任委員会委員長（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。

ただいま議長のほうから総務常任委員長というようなことで、このたび総務常任委員会の委員長に就任いたしました薄葉でございます。

今回、委員長も初めての経験でございますが、まだまだ、ふなれでございますが、皆様のご指導、ご鞭撻によりまして一生懸命努めたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（諸根重男君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、大木義正君。

〔文教厚生常任委員会委員長 大木義正君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（大木義正君） おはようございます。

このたび文教厚生常任委員長となりました大木義正です。

所管各課との連携を密にしながら、町民のために活動していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 次に、産業建設常任委員会委員長、鈴木隆司君。

〔産業建設常任委員会委員長 鈴木隆司君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（鈴木隆司君） 改めまして、おはようございます。

このたび産業建設常任委員長を仰せつかりました鈴木隆司でございます。

矢吹町にとって、これからこの復興対策が一番肝心だと思います。それに関するかなめの部署となると思いますので、一致団結して矢吹町の復興のため、矢吹町のために頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 次に、議会運営委員会委員長、熊田宏君。

〔議会運営委員会委員長 熊田 宏君〕

○議会運営委員会委員長（熊田 宏君） 改めまして、おはようございます。

このたび議会運営委員長ということでご指名いただきまして、ありがとうございます。

活発な議論をしながら、なおかつスムーズな議会運営ができますよう、青山副委員長と協力させていただきながら進めたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻、重ねてお願い申し上げます。

以上です。

○議長（諸根重男君） 次に、議会広報編集委員会委員長、安井敬博君。

〔議会広報編集委員会委員長 安井敬博君登壇〕

○議会広報編集委員会委員長（安井敬博君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

このたび議会広報編集委員長を仰せつかりました安井敬博です。

町民の皆さんの「知りたい」に答えるべく同僚議員の皆さんと協力して頑張りたいと思いますので、一層のご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（諸根重男君） 次に、矢吹町議会活性化等調査特別委員会委員長、熊田宏君。

〔矢吹町議会活性化等調査特別委員会委員長 熊田 宏君登壇〕

○矢吹町議会活性化等調査特別委員会委員長（熊田 宏君） おはようございます。何度も申しわけありません。

前大木議会運営委員長のご苦勞された議会基本条例、それを今後制定に向けてという目標があります。現に活性化特別委員会では、報告会のように実現できたもの、あります。また、議員定数の削減についてもめどが立ちました。

これからさまざまな活性化、何ができるか、何をやるべきか、皆様方本当に本気で討論、議論しながら進めていくべきだなと今思わせていただきました。

皆様のご指導、ご鞭撻、本当によろしく願います。

○議長（諸根重男君） 次に、大震災及び原発事故調査特別委員会委員長、薄葉好弘君。

〔大震災及び原発事故調査特別委員会委員長 薄葉好弘君登壇〕

○大震災及び原発事故調査特別委員会委員長（薄葉好弘君） このたび大震災及び原発事故調査特別委員会の委員長に選任されました薄葉でございます。

震災から丸3年、4年目に入っているわけですが、震災前の生活には戻れない状況がまだまだたくさんあります。

あと原発事故についても若干風化ぎみに、福島県でまだまだこういう避難者がいる割には、国民の皆さんの視線はちょっと離れてきているのかなというふうな状況であります。

町の除染も今現在、進めておりますが、まだまだ残るケースもかなりありますし、町の仮置き場等も決定しておりません。

国といたしましても、中間貯蔵施設も正式には決定していない状況だというふうなことでございますが、特別委員会のほうで町民の安心・安全のために、いかに対応すべきかを皆さんのご指導並びにご協力を得てやっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） 以上で、各委員長の挨拶は終わります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月20日付で各関係機関に送付いたしました。

これより例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、平成25年度2月分を3月24日に、3月分を4月24日に、平成25年度及び平成26年度4月分を5月22日にそれぞれ行いました。水道事業会計につきましては、平成26年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（諸根重男君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

これより、去る6月3日に開催されました福島県町村議会議長会定期総会について、私にかわり出席した副議長からその報告を求めます。

15番、鈴木一夫君。

〔15番 鈴木一夫君登壇〕

○15番（鈴木一夫君） おはようございます。

それでは、去る6月3日に開催されました平成26年度福島県町村議会議長会定期総会に、議長のかわり出席をいたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

詳細は、お手元に配付されております定期総会の資料をごらんいただきたいと思います。

定期総会の議事に先立ち優良町村議会等の表彰が行われ、大玉村議会以下2町村議会が、そして町村議会議

員特別功労者として10名の方々が、自治功労者として34名の方々がそれぞれ表彰され、八島会長より優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつてはその総代にそれぞれ表彰状が授与されました。

本定期総会の議案についてであります。報告1件、議案6件が提出をされました。

特に報告第2号につきまして、若干の説明を加えたいと思います。報告第2号については、2月の定期総会以降において異動のあった役員について報告がありました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出されました20件の議題についての審議であります。そのうち第1号及び第2号は西白河地方町村議会議長会から提出されたものであり、いずれも議決、決議をされました。

ページで申し上げますと、2ページ、3ページでございます。

若干の補足説明を加えさせていただきます。

第1号は、道路網の整備促進についてでありまして、内容は、広域農道の県道への編入を含む主要地方道及び国道並びに重要な高速交通体系へのアクセス交通網と幹線交通網の整備促進を図るものであり、いずれも地域の振興発展に不可欠な要件であり、緊急に対処しなければならない課題として要望したものであります。

第2号は、福島空港の国際貨物空港としての基盤整備と周辺地域の企業誘致促進についてであり、福島空港は首都圏に近い地方空港として、貨物輸送の促進が図られているところであります。については、国内及び国際定期路線の利用を図ることはもとより、国際貨物空港として、基盤整備とあわせて空港周辺地域への貨物物流拠点の推進、近隣の工業団地への企業誘致促進を要望するものであります。

その他、各町村議長会から提出された要望につきましては、定期総会の資料をご一読いただきたいと思います。

以上、簡単な補足説明ですが、これにて報告を終わらせていただきます。ご一読よろしくお願いをいたします。

○議長（諸根重男君） 次に、私から、去る5月2日に開催されました平成26年度第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会について報告いたします。

臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に和知良則棚倉町議会議長が、副議長には須藤博之白河市議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案についてであります。議会選出による監査委員の選任議案1件が組合管理者から提出され、中野目正治泉崎村議会議長が同意されました。

議案等の内容については、お手元配付のとおりであります。

次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

議員派遣の結果については、お手元にお配りいたしました報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

---

### ◎町政報告

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 皆さん、おはようございます。

第380回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、諸根議長を初め、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

まず初めに、6月3日に開催されました町村議会議長会の総会の席上、自治功労者の表彰を受けられました吉田伸議員に、町を代表し、お祝いを申し上げます。

今後も健康に留意され、町振興、発展のため、ご尽力いただくことをお願いいたします。受賞まことにおめでとうございます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第380回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますのでご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、災害公営住宅整備事業についてであります。東日本大震災により住宅が被災し、自力での住宅再建が困難な世帯を対象に、居住の安定確保を図るため、災害公営住宅を整備・供給する事業を進めております。

昨年度、一部の建設予定地の用地取得が完了いたしました。現在、未買収の用地取得に向け事前協議を行っており、用地取得を断念した予定地につきましては、代替地の検討を進めております。

なお、6月より基本設計に着手し、基本計画の再検討、建物構造、品質等も含めた事業費の試算、修正等を行い、全体事業費を算定するとともに、順次実施設計に着手し、一部の地区につきましては、年内の工事発注、年度内完成を目指し、事業推進を図ってまいります。

次に、大正ロマンの館についてであります。中心市街地復興の大きな核となる旧屋形医院、通称「大正ロマンの館」の改修事業については、用地の分筆登記がこのほど完了したことを受け、5月19日に所有者の屋形裕之氏との間で土地売買契約を締結いたしました。

今回購入する土地は約70坪、契約金額は350万円であり、6月下旬には所有権移転登記が完了する予定となっております。

今後は、屋形氏より建屋本体の寄附による譲渡を受ける予定であり、その後、本格的な利用方法の決定及び改修事業を実施してまいります。

次に、商工会事務所の竣工についてであります。中町地内のやぶき復興まちづくりセンター隣地に矢吹町商工会事務所が完成し、5月15日に竣工式が行われました。

矢吹町商工会は、東日本大震災により旧事務所が全壊し、その後JR矢吹駅コミュニティホールを借用し、仮事務所として運営していましたが、独立行政法人中小企業基盤機構が補助事業として実施している仮設事務所支援事業に採択され、このたびの竣工に至ったものであります。

竣工式では、小野和彦県南地方振興局長を初め多数の来賓が出席し、同事務所建屋内で営業される飲食店「宝夢」の料理の試食会、矢吹町のご当地アイドル「ShuN-R@n GIRLS☆」のミニコンサートが行われるなど、盛大に式典が開催されました。

次に、除染関係についてであります。住宅等の面的除染につきましては、柿之内地区仮置き場の造成工事について平成25年2月から、管理工事については平成25年3月にそれぞれ着手し、平成26年3月までの工期で、



南町地内に借地した0.8ヘクタールの敷地に4,799袋の汚染土を保管しております。

田内地区仮置き場につきましては、造成工事及び管理工事とも平成25年3月から平成26年3月までを工期とし、東の内地区内に借地した0.77ヘクタールの敷地に3,031袋の汚染土を保管しております。

柿之内地区仮置き場接続道路整備工事については、延長484メートルが4月下旬に完成し、田内地区仮置き場接続道路整備工事、延長370メートルについては、6月中旬の完成を目指し、工事を進めております。

また、4区・五本松・2区井戸尻地区等の除染事業については、4月上旬より堰の上地内において仮置き場の造成工事及び管理工事に、5月上旬より住宅約200戸の除染業務にそれぞれ着手しております。

さらに、全町放射線量詳細調査につきましては、JR東北本線西側地域の滝八幡、館沢、大町、北町、本町、花咲、新町地区、約1,500戸の調査を6月末までに実施し、JR東北本線東側の矢吹東地区、中畑地区、三神地区、約4,300戸については7月から3月末までの期間で調査を実施する予定となっております。

道路の除染につきましては、住宅等の面的除染にあわせた実施を計画しており、今後、詳細調査を実施した上で、特に通学路を優先に除染作業を実施してまいります。

公園の除染につきましては、昨年度に引き続き大池公園の除染を4月に発注し、7月完了に向け鋭意施行中であります。

なお、大池公園の除染については、昨年度当初では3カ年で完了させる予定でありましたが、利用される方々へ安全で安心な憩いの場を早期に提供するために、前倒しで未実施箇所を追加発注する予定であります。

また、その他の公園につきましても、空間放射線量が0.23マイクロシーベルトを超える箇所については、順次、除染作業を実施してまいります。

4ページをごらんください。

次に、田んぼの学校についてであります。5月23日、タレントの大桃美代子氏が田んぼの学校の校長先生となり、大池の圃場において、福島県が15年の歳月をかけて開発したオリジナル品種「天のつぶ」の田植えを行いました。

当日は、東京農業大学の長島孝行教授や学生の協力のもと、善郷小学校の5年生約80名、保護者、地域住民、若い農業者など総勢約130名が参加し、爽やかな快晴の空のもと田植えを実施し、あわせて有機農法として注目されているカブトエビの放流が行われました。田植え終了後には大桃美代子校長先生を囲み、参加者全員で記念撮影が行われました。

今後は、田んぼの学校を通して、安心・安全の米づくりを広くPRし、秋には収穫祭を行う予定となっております。

次に、グリーンツーリズム事業についてであります。5月31日神田地内の圃場において主催する「矢吹ぐるぐるNOWKER'S」のメンバーや地元神田区民等、関係者約50名が参加し、三鷹市民の皆さんを招き、田植え作業を実施いたしました。

東日本大震災以降、農地や羽鳥幹線水路の被災や放射能等の影響により当該事業を中断しておりましたが、これら懸念が払拭されたことから、今年度より再開するに至りました。また、今回は「矢吹ぐるぐるNOWKER'S」が主催し、地元の若い農業者の視点からの事業運営が図られることとなり、さらには、ことしは三鷹市との姉妹市町締結から50年を迎えるに当たる記念事業として取り組むこととなりました。

なお、10月11日は稲刈り作業が予定されております。

次に、河川整備事業についてであります。三城目地区における阿武隈川の浸水被害を防ぐため、昨年度、福島県が主体となり、県道須賀川矢吹線から阿武隈川までの延長660メートルの区間において、阿由里川の堤防かさ上げ工事が完了いたしました。

また、引き続き阿武隈川の堤体本改修についても、県に早期着手の要望を行ってまいります。

ここまで、東日本大震災、原子力災害等に関する項目から、7点について報告申し上げます。

矢吹町の力強い復興のため、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。私からの町政報告とさせていただきます。

次からの24項目については、項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました第380回矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。

農用地等災害復旧事業について。

放射線外部被曝検査について。

放射線内部被曝検査について。

東日本大震災の義援金の支給について。

災害復興支援金について。

行政区長委嘱状交付式及び区長会総会について。

東京やぶき会について。

全町クリーン作戦の実施について。

消防団活動について。

新・矢吹方式による交通安全・防犯活動について。

町民検診について。

ヘルスステーション設置運営事業について。

国民健康保険事業について。

介護保険事業について。

メガソーラー施設の起工について。

国道4号4車線化について。

花いっぱい事業について。

町道整備事業について。

教育委員会表彰について。

小中学校、幼稚園、保育園の入学入園式について。

放課後児童クラブについて。

幼稚園預かり保育について。

ことぶき大学開講式について。

横浜DeNAベイスターズ中畑清監督後援会について。

以上であります。

○議長（諸根重男君） 以上で町政報告は終了いたします。

---

**◎報告第3号の上程、説明、質疑**

○議長（諸根重男君） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について（専決第11号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告についてであります。専決第11号 耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事請負契約の一部変更について、本件は、平成26年2月12日町議会の議決を受け契約締結いたしました耐震性飲料水兼用貯水槽設置工事において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、平成26年4月1日より、消費税額が5%から8%へ税率が変更となるため、差額の消費税3%分について工事請負額の増額を行ったものであります。

なお、工事請負額については、7,854万円を224万4,000円増額し、8,078万4,000円とするものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第3号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

**◎報告第4号の上程、説明、質疑**

○議長（諸根重男君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（専決第12号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第4号 専決処分の報告についてであります。専決第12号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事請負契約の一部変更について、本件は、平成26年3月17日町議会の議決を受け契約締結いたしました4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場造成工事において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改

革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、平成26年4月1日より、消費税額が5%から8%へ税率が変更となるため、差額の消費税3%分について工事請負額の増額を行ったものであります。

なお、工事請負額については、5,407万5,000円を154万5,000円増額し5,562万円とするものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第4号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（専決第13号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。専決第13号 4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事請負契約の一部変更について、本件は、平成26年3月17日町議会の議決を受け契約締結いたしました4区・五本松・2区井戸尻地区仮置場管理工事において、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が公布されたことに伴い、平成26年4月1日より、消費税額が5%から8%へ税率が変更となるため、差額の消費税3%分について工事請負額の増額を行ったものであります。

なお、工事請負額については、2億1,735万円を621万円増額し、2億2,356万円とするものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第5号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

**◎報告第6号の上程、説明、質疑**

○議長（諸根重男君） 日程第8、報告第6号 専決処分の報告について（専決第14号 損害賠償について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第6号 専決処分の報告についてであります。専決第14号 損害賠償について、本件は、平成25年11月8日午後4時ごろ、矢吹町八幡町地内において、町委託業務のため公益社団法人矢吹町シルバー人材センター一会員が公用車を運転し、交差点を直進した際に、相手車両と出会い頭に衝突し、相手方に損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は37万1,067円であり、相手方との示談は成立しております。

損害賠償の額については、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年5月8日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第6号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

**◎報告第7号の上程、説明、質疑**

○議長（諸根重男君） 日程第9、報告第7号 平成25年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第7号 平成25年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成25年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました放射線対策事業、屋内運動場整備事業等を、また、平成25年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算において計上いたしました公共下水道施設地域再生基盤強化整備事業を、さらに

は、平成25年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算において計上いたしました三城目浄化センター外構整備事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越明許費繰越計算書のとおり平成26年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第7号 平成25年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第10、報告第8号 平成25年度矢吹町事故繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第8号 平成25年度矢吹町事故繰越しの報告についてであります。本件は、平成25年度矢吹町一般会計予算のうちから耐震性貯水槽（中町）設置事業、備蓄倉庫設置事業について、設置予定地の地盤の軟弱さにより不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため、地方自治法第220条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書のとおり平成26年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第8号 平成25年度矢吹町事故繰越しの報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（諸根重男君） 日程第11、報告第9号 平成25年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第9号 平成25年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、平成25年度矢吹町水道事業会計予算において計上いたしました町道関連配水管布設事業について、他事業工事の遅延により年度内完了が困難となったため、地方公営企業法第26条第1項の規定により、水道事業会計繰越計算書のとおり平成26年度へ繰越しましたので、同条第3項に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第9号 平成25年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告のため、討論は省略いたし、報告のみとさせていただきます。

---

#### ◎報告第10号の上程、説明

○議長（諸根重男君） 日程第12、報告第10号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

報告第10号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、平成26事業年度事業計画、平成25事業年度事業報告、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの損益計算書、平成26年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） 報告第10号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による提出のため、質疑を省略いたし、報告のみとさせていただきます。

ここで暫時休議いたします。

(午前10時56分)

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

(午前11時07分)

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第13、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第8号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,350万円を追加し、総額を109億2,348万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、東日本大震災復興交付金基金繰入金3,806万2,000円、財政調整基金繰入金543万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、土木費が災害公営住宅整備に伴う用地買収費用として4,350万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第8号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第14、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。



[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第9号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,575万5,000円を追加し、総額を110億924万円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税1,567万4,000円、県支出金7,106万5,000円、繰入金5,660万2,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金2,354万5,000円、町債2,720万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費が各種基金へ積み立て等により3,369万4,000円の増額、民生費が国民健康保険特別会計への繰出金等により1,689万4,000円の減額、農林水産業費が雪害による農業施設災害復旧事業等により6,945万7,000円の増額、土木費が大雪に伴う除雪費用により2,086万円の増額、公債費が償還額確定により2,200万円を減額するものであります。

次に、繰越明許費補正の内容につきましては、地域集会所遊具整備事業等の5事業について、年度内完了が困難なことから総額3,781万1,000円を追加し、屋内外運動場整備事業6億4,782万4,000円、中心市街地復興・街づくり支援事業4,400万円、狭あい道路整備事業420万円、公園遊具整備事業1,059万9,000円に設定額をそれぞれ増額変更するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、災害廃棄物処理事業債2,720万円を廃止するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成25年度矢吹町一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

---

### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第15、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,248万7,000円を追加し、総額を23億706万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税17万7,000円、繰入金3,433万6,000円を減額し、国庫支出金9,700万円を増額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費3,451万3,000円を減額し、基金積立金9,700万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 平成25年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第16、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算から1,483万6,000円を減額し、総額を11億8,313

万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、介護保険料3万2,000円を増額し、一般会計繰入金1,486万8,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費のうち、高額介護サービス等費16万4,000円を増額し、介護サービス等諸費1,500万円を減額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 平成25年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第17、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ137万7,000円を追加し、総額をそれぞれ1億4,235万4,000円とするものであります。

歳入の内容は、使用料及び手数料2万6,000円を減額し、後期高齢者医療保険料89万7,000円、繰入金50万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費102万3,000円を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金240万円を増額するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 平成25年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第18、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第8号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、矢吹町税条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、地方法人課税の地域間の税源の偏在性を是正する措置として、法人住民税法人税割の税率改正、軽自動車税の標準税率の引き上げ、固定資産税の各種軽減措置の新設、延長などであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第19、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 矢吹町税特別措置条例の一部を改正する条例について、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、矢吹町税特別措置条例の一部改正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、新たに工場を設置する企業の固定資産税の課税を免除するに当たり、企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく市町村基本計画について、国の同意日の適用期間を平成26年3月31日から平成28年3月31日に延長するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 矢吹町税特別措置条例の一部を

改正する条例)を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第20、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関連する国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定より報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるほか、低所得者に係る国民健康保険税の軽減を拡充するため、軽減判定所得の算定方法を変更するものであります。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決しました。

---

◎議案の上程、説明（議案第44号～議案第50号）

○議長（諸根重男君） 日程第21、これより議案の上程を行います。

議案第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了解願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第44号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東日本大震災の発生時に旧緊急時避難準備区域等に居住していた世帯に対する国民健康保険税の減免を、平成26年度分についても引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国の示した基準に基づき減免措置を実施した場合、減収分が国からの災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される平成25年度末までの減免としておりましたが、国の財政支援が延長されたため、財政支援の内容に合わせ、引き続き国民健康保険税の減免を実施するものであります。

次に、議案第45号 矢吹町子ども・子育て会議設置条例についてであります。本案は、平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定され、子ども・子育て支援事業計画の策定や、その審議等を行う子ども・子育て会議の設置が義務づけられたことに伴い、新たに条例を定めるものであります。

子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく特定教育、保育施設等の利用定員の設定等や子ども・子育て支援事業計画の策定、変更について意見を述べるほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議する審議会その他の合議制の機関として設置するものであります。

次に、議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてであります。本案は、白河地方広域市町村圏整備組合内に新たに滞納整理を担当する部門を設置するため、地方自治法第286条第1項の規定による同組合規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、組合の共同処理する事務に地方税に係る滞納整理に関することを追加し、事務処理に要する経費の負担割合を定めるものであります。

税負担の公平性、税収入の確実な確保のため、県南地方の市町村が一丸となり厳正に収納対策を推進するものであり、10月から業務を開始する予定であります。

次に、議案第47号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億8,561万6,000円を追加し、総額を106億3,561万6,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金917万4,000円、県支出金2億9,321万3,000円、繰入金7,656万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、農林水産業費が雪害による農業施設災害復旧事業等により2億4,886万2,000円の増額、土木費が大池公園除染対策事業等により1億704万5,000円を増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、防災拠点施設整備事業債460万円を増額し、9,790万円とするものであります。

次に、議案第48号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ88万9,000円を追加し、総額を5億6,810万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金88万9,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務管理費88万9,000円を増額するものであります。

次に、議案第49号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ129万6,000円を追加し、総額を2億464万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金129万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費129万6,000円を増額するものであります。

次に、議案第50号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては、既定の額に222万6,000円を増額し、支出予算総額4億6,622万9,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、営業費用222万6,000円を増額するものであります。

また、資本的支出につきましては、既定の額に3,410万円を増額し、支出予算総額2億3,169万7,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、建設改良費3,410万円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日は大変ご苦労さまでした。

(午前11時33分)





平成26年6月16日（月曜日）

（第 2 号）

## 平成26年第380回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成26年6月16日(月曜日)午前10時開議

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

#### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君

上下水道課長	小	針	良	光	君	教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小	峰	光	君		
会計管理者 兼出納室長	井	戸	沼	寿	量	君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	梅	原	喜	美	君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水	戸	邦	夫	主任主査兼 次 長	角	田	哲	也
--------	---	---	---	---	--------------	---	---	---	---

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎一般質問

○議長（諸根重男君） 日程に先立ち、本定例会に町長から提出のありました報告第3号、第4号及び第5号の議案書に誤字がありましたので、その訂正のため、お手元に配付のとおり正誤表の提出がありましたので報告させていただきます。

また、開会日に申しました携帯電話につきましては持ち込み禁止にさせていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 角 田 秀 明 君

○議長（諸根重男君） 通告1番、11番、角田秀明君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） おはようございます。

通告に従いまして質問をいたしますが、その前に、議長さんにお許しをいただきまして、先日、交通事故で痛ましい事故がありまして、湯田さん親子に心からお悔やみを申し上げ、二度とこのような事故のないことをお祈りしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、東日本大震災からはや3年3カ月、復旧から復興へと進んでおりますが、目に見える復興はいつについて質問いたします。

初めに、災害公営住宅整備事業の進捗状況をお聞きいたします。

県は先日、仮設住宅の入居を1年延長し28年3月までとしたようでありますが、先日の全員協議会での説明では、円谷呉服店跡地は用地取得済みと説明がなされたわけですが、中畑公民館隣にあります町所有地のJA東西しらかわに貸してありますところはまだ建物も壊していないと。また、JAの矢吹支店跡地については交渉が決裂し、新たな用地を見つけるようになったと。また、薫跡地、また商工会跡地については今交渉中であると。8月から基本設計、そして10月に実施設計をするというようなことで、入居されるのが28年4月以降だということで計画されているようなことでございます。

このように、復興住宅が町の計画された中心市街地でなければ、入居希望者が入居しないのだろうと疑問に

思うところではありますが、現在、野球場の隣または公営住宅の隣、大林住宅の駐車場に今仮設住宅が建てられているわけではありますが、市街地に近い場所でなければ、この計画に地権者たちが賛同しないのだろうかということも疑問の一つであります。なかなか進まないのはなぜなのでしょう。お伺いをいたします。

次の質問も今の質問と関連すると思いますが、矢吹町復興計画の中でも示しておりますが、中心市街地復興まちづくり事業の中で計画をし、我々にも説明をしておりますが、旧4号国道沿線の商店街を中心とする市街地は、震災により店舗等が損壊し、各所に空き地があらわれるとともに、営業を断念した箇所が出るなど大きな影響を受け、中心市街地の復興が本町全体の復興の重要な位置を占めるので、街路及び景観形成、空き店舗、空き地の利活用などの整備を行い、にぎわいの再創出と活性を図ると言っておりました。

その一つとして、大正ロマンの館改修工事の入札が10月に、1区自治会館の基本設計委託の入札が9月、建設実施設計の入札が12月と予定されておりますが、昭和40年代からこの震災に、何らかの事情で店を閉めたり移転した数は、私の記憶が正しければ40を超えるのではないかと思います。北町から矢小の信号まででありますけれども、町は復興計画の中でもこのように語っております。

4号国道を中心とする商店街は、古くは宿場町の時代から現在に至るまで矢吹町の顔として繁栄を続けてきた歴史ある場所であり、今回の震災により深刻なダメージを負ったままその歴史を閉ざすことはできないものです。先人たちの努力、栄誉を次代に引き継いでいくことが今を生きる私たちの使命です。ついては、商店街の復興は我が町の命運を左右する大きな課題として、関係機関・団体が強固な連携を図り、中心市街地活性化の実現に向けて万全の体制で取り組みを進めますと言っておりますが、どの程度進んでいるかを伺いたいと思います。

次に、震災以前に計画された堰の上工業団地から舘沢・田内線への町道整備計画について、平成23年度当初予算で測量調査費として2,000万円、あれから4年目になっておりますが、絵に描いた餅になるのだろうかという心配をしながら私はこの質問をいたします。

町は、復興工業団地計画のアクセス道路として機能を有するとともに、既存工業団地への基幹道路として整備を図り、震災と原発事故に伴う住民避難や企業の操業停止により雇用確保が急務であり、本町の産業活性化に資することから早期の整備を行うと復興計画では取り上げておりますが、いまだに何の手だてもしていないのが計画倒れではないかということの質問の一つであります。

この計画を進めることにより、これから同僚議員からも質問があるかと思いますが、第二苗畑跡地の県が実施する県営工業団地の整備についても進んでいくと思います。我が町にも、いろいろの事情で会社が撤退したり縮小したことにより、雇用は数年前よりも少なくなっていることは町長もご承知のとおりだと思います。このようなことも解消するのではないかと思います。

しかし、今回、狐石と田内の地域から区長さんを通じ陳情が出て、ひらが斎場からせめて高速道路まで歩道の設置要望が出ているように、林野庁の土地が民間の鮫川運送さんに売られ、物流基地ができたのは大変よいことではありますが、大型トラックが朝早くから出入りして、朝、子供たちが自転車で通学するのにとても危険であります。このことは教育委員会も把握しているだろうとは思いますが、幸い田内地区は、農村の割には若い人たちが結婚をして実家の跡継ぎになり、子供たちも大変多く、これから通学する子供たちが大変多くなるのではないかと思います。大変喜ばしく思いますが、その反面、危険の隣り合わせであります。そういった面

からも早くこの道路を進めてほしいと思うのであります。

また、この館沢・田内線の歩道の設置については、前教育長、関根教育長時代にも私は質問をした記憶があります。そのときは、田内の男の兄弟が自動車で2人でぶつけられ救急車で入院したときに質問したことを覚えておりますが、いまだ道路の整備は進んでおりません。

冬の館沢・田内線は、朝、太陽が東から低く出るために、太陽が正面から目に入り見づらくなり、事故が起こりやすくなっておるわけであります。また交通事故でもあってからでは行政の責任は大きいと思いますが、教育長の考えも町長とは違った角度でお聞かせをいただきたいと思ひます。

横道にそれましたが、堰の上工業団地から館沢・田内線の整備事業は町として本当に考えているのか。また現在、除染の仮置き場が設置されておりますが、この計画道路に対して妨げにはならないのかも伺ひをしたいと思います。

次に、ふくしま森林再生事業について、町長の考えをお伺ひします。

当初予算で今年度から随時汚染地域から行うということですが、昨年度、町がこの事業で行った三十三観音の現地を見ますと、大変よい景観になってきたことはよかったですと思ひますが、現地で切り倒された木が山の片隅に置かれ運び出さないというが、線量の高い木が切れ、その場に置き去りにされ将来的にどうなるのかと思ひます。松くい虫で伐採された木でさえもビニールで覆われ山に置くのに、線量が高いから山の立木を伐採するのに、その場に放置してよいのかどうか心配するところであります。

この事業は、原発で森林整備が停滞すると、荒廃した森林がふえ、これまで森林が有していた多面的機能が十分に発揮されず、水源涵養機能や、土砂災害発生に防止をする機能が低下することにより土砂災害が発生しやすくなり、私たちの生活へ影響を及ぼさないようにする事業とのことでありますが、我が町は、とりあえず100町歩からの計画、しかし、西郷村は1,200町歩の計画とか。果たして森林組合だけの随意契約で大丈夫だろうかという心配も私はします。そういった心配があるかないかの町長の考えを伺ひたいと思ひます。

次に、原発による汚染地域のため池などの除染対策、汚泥対策はいつについて質問をいたします。

私は以前から不思議でなりませんでした。山が線量が高く、その下にあるため池の水は安全で、その下にある汚泥は線量が高いので動かさないでおくというが、山林の除染を行い、今度はため池の汚泥対策になるのかなと思ひましたところ、先日、マスコミの関係でテレビを見ていましたところ、国もちらほらとこのため池の汚泥対策を行うようなことを耳にしました。我が町としては、この汚泥対策を行う予定はあるのかをお聞きしたいと思います。また、我が町よりも線量の高い西郷村の山奥、堀川ダムの水を買って町民は飲んでるわけですが、あそこの汚泥は大丈夫なのか、それも町長に伺ひたいと思ひます。

1回目の質問を終わります。よろしく答弁をお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

11番、角田議員の質問にお答えいたします。

初めに、災害公営住宅整備事業の進捗状況についてのおただしであります。本事業は、東日本大震災によ

り住まいを失い、みずから住宅を再建することが困難な被災者の安定した生活を確保するための災害公営住宅の整備事業であります。

平成24年度より本事業に着手し、昨年度は対象者の意向調査等を行いながら基本計画を策定し、全体で52戸の災害公営住宅の建設を計画しております。

建設予定地については町内4地区を予定しており、現在、中畑公民館脇の町有地及び円谷呉服店跡地の用地買収が完了しており、6月から測量及び土質調査、基本・実施設計に着手し、12月には建設工事に着手、平成27年3月の工事完了、平成27年4月の入居開始に向け事業を推進してまいります。

また、旧商工会、薫跡地についても地権者より用地提供の内諾をいただいております、できるだけ早い時期に用地買収及び物件補償の承諾をいただけるよう地権者との協議を進め、用地取得後、速やかに測量調査、基本・実施設計に着手し、平成27年4月の工事着手、平成28年3月の工事完了、平成28年4月の入居開始に向けて計画的に事業を実施してまいります。

もう1つの候補地でありました本町地区のJA跡地につきましては、土地所有者との条件面での折り合いがつかず用地取得を断念いたしました。新たな予定地といたしましては、町の復興計画に基づき、中心市街地の復興も含め、さまざまな観点より候補地を決定し、できるだけ早期の工事着手に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧奥州街道の復興整備計画の進捗状況についてのおただしであります、旧奥州街道の復興整備を含め、中心市街地の復興に関しては各団体等よりさまざまな案が提案されており、それら内容について、東京大学生産技術研究所から専門的なアドバイスをいただき、矢吹町中心市街地復興街づくり計画の中間報告がまとめられました。

この中間報告では、旧奥州街道の改修計画については、車道幅員は現況の幅員程度に抑えつつ、安心して歩くことのできる歩道を拡張し、電柱を地中化するなどのバリアフリー化に考慮した、車優先から歩行者優先へ転換する整備方針であり、歩いて暮らせるまちを目指した創造的な復興まちづくりが提案されております。

旧奥州街道は、東日本大震災により被災した倒壊のおそれのある建物があったことから、一時的な通行どめを行い、多くの町民の皆様にご不便をおかけした路線であり、通行確保の整備だけでなく、にぎわい創出の観点から中心市街地の発展につながる重要な路線であると認識しております。

今後、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様と協議を深めながら、年度内には事業計画案を策定する予定であります。

また、事業着手及び完了予定の時期につきましては、復興財源や社会資本整備総合交付金等有利な財源を十分に検討しながら着手し、早期完了に向け関係機関と連携を図り事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中心市街地ににぎわいを生む取り組みについて説明申し上げます。

初めに、大正ロマンの館の改修事業であります、去る5月19日に建物が所在する土地約70坪について、所有者である屋形氏と売買契約を締結し、建物本体の寄贈を近日中に受ける予定であります。

今後は、7月に実施される復興まちづくり合同会議においてワーキンググループを立ち上げ、秋までに利活用方法を決定し、今年度中に改修を完了いたします。



次に、みんなの家についてであります。人々が集う憩いの場を設けることにより、まちなかににぎわいを生み出すことを目的とし、やぶき復興まちづくりセンター隣の敷地に建築するものであり、年内に完成する予定であります。現在、町商工会により最終的な設計を決定し、近日中に着工する予定であります。

次に、屋台村についてであります。中心市街地に活気をもたらす仮称やぶき屋台村構想が矢吹町中心市街地復興協議会において現在計画が進められております。

この屋台村は、本町地内の旧緑川産業敷地を借用して建設されるもので、1店舗当たり5坪ほどの小規模な飲食店を7店舗集合させ、狭い空間ならではのにぎわいの喚起を図るとともに、家賃等の初期投資を抑え、出店のハードルを下げ、いわゆる矢吹町飲食店経営の登竜門として位置づけるものであります。

経営が良好な方に対しては、将来的には町内での独立を促し、空き店舗や出店用地のあっせんや賃借料の補助など、町としての支援もあわせて実施することにより、中心市街地の活性化に大いに寄与するものと認識しております。

今後は、計画の細部のつくり込み作業を実施し、来年2月に経済産業省へ補助金の申請を行い、平成27年中のオープンを予定しております。

これら取り組みを中心に、復興計画の最重点課題の一つである震災以前以上の活気ある中心市街地の実現に向け鋭意邁進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県営復興工業団地から町道館沢・田内線への町道整備計画についてのおたただしであります。初めに、県営復興工業団地の現在の状況について説明いたします。

現在、県と町とが一体となり、旧第二苗畑跡地への企業を誘致すべく、企業立地課や東京事務所等と共同による企業立地セミナーへの参加や、私みずから個別訪問を行うなど営業活動を展開しておりますが、決定には至っていない状況にあります。

今後は、引き続き福島県との連携を密接にとりながら、これまでの活動を積極的に実施することに加え、企業信用調査会社の最大手である株式会社帝国データバンクの協力を仰ぎ、進出意向企業の洗い出しやそれに伴う町独自の営業を実施するなど、これまでにない手法で誘致活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、県営復興工業団地から町道館沢・田内線への町道整備計画につきましては、町道井戸尻・堰の上線として、計画路線に隣接する旧第二苗畑跡地の県営復興工業団地が整備される際、より有利な条件で企業誘致ができるよう町が整備を計画した新規路線であります。

議員おただしのとおり、平成23年度に国の交付金事業により2,000万円の測量設計費を当初予算へ計上し、事業を着手する予定でありましたが、東日本大震災の影響により旧第二苗畑跡地の土地利用が不確定となり、事業を見送った経過があります。

県営復興工業団地整備が明確になり、企業誘致が進んだ時点において道路整備におくれが生じないよう、平成24年度、平成25年度につきましても継続して測量設計費を当初予算へ計上し、事業着手の準備を進めておりましたが、現在においても旧第二苗畑跡地の土地利用が不確定であるため事業を見合わせております。議員おただしのとおり、事前に道路を整備することにより企業進出の可能性が高まることも考えられます。

しかしながら、この県営復興工業団地は、企業が進出後に最適な工場経営を展開できるよう、造成の内容や

規模等を進出企業の意向に合わせる、いわゆるオーダーメイド型工業団地の形態をとるものであり、当該団地を往来する道路についても、工場の事業形態や通行する車両の大きさや数量等を勘案したものであるべきとの考えに基づき、進出決定後に整備してまいりたいと考えております。

今後につきましては、旧第二苗畑跡地の土地利用の動向や開発計画にあわせて、関係機関との調整を図りながら事業計画を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、井戸尻地区の除染後の汚染土壌等の仮置き場は、今回の整備予定の路線の通行に支障がないかのおたただしでございますが、支障がないことをつけ加え説明させていただきたいと思っております。

また、館沢・田内線の町道整備についてのおただしでございますが、私からも若干触れさせていただきたいと思っております。

おただしのよう、平成17年にこの路線では自転車通学の児童が後方から来た乗用車にはねられるという事故が発生しております。このような痛ましい事故を未然防止するためにも歩道の整備をできるだけ早く実施してまいりたいと思っておりますが、当面は、ひらが斎苑より田内地区までの当該路線は、現在、スピード落とせの看板設置で運転者に注意喚起をしている状況であります。

なお、田内行政区からも要望書が5月30日に区長より提出されましたので、私みずから受理しております。いましばらくこの路線の整備についてはお待ちくださるよう重ねてお願い申し上げます。

今後も引き続き、学校、関係機関と協議を重ね、児童がより安全に登下校できるよう環境整備に努め、町道関係については、本町関係各課と検討し順次改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふくしま森林再生事業についてのおただしでございますが、本事業につきましては、県内の森林は、中・浜通りを中心に、本町を含め40市町村が広範囲に放射性物質の影響を受け、森林所有者等による森林整備が停滞しているため、市町村等の公的主体が間伐などの森林整備と表土流出防止対策等の放射性物質対策を一体的に実施し、森林の有する多面的機能を維持しながら、放射性物質の低減、拡散防止を図ることを目的としております。

本町における森林再生事業の取り組みにつきましては、実施期間を平成25年度から平成32年度までの8年間とする全体計画を平成25年度に策定し、他市町村に先駆けて昨年度から三十三観音史跡公園など4地区、10.1ヘクタールをモデル地区として事業に取り組んでいるところであります。

また、今年度以降の実施個所については、町内を7地区に区分し、放射線量の高い地区を優先に事業を実施してまいります。今年度は田内・本郷町地区の1地区、面積73ヘクタールを実施する予定であり、施工業者からは近隣市町村が事業を実施したとしても事業実施が可能であるとの回答をいただいております。今後も計画的な事業の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ため池の汚染対策についてのおただしでございますが、福島県と農林水産省は、農業用ため池に蓄積している放射性物質について、県内全域の汚染状況を把握するため、県内1,940カ所のため池の放射性物質のモニタリングを平成25年に実施いたしました。

町内の全ての農業用ため池47カ所も平成25年7月に調査を実施しており、一部ため池底質の放射性物質の数値が基準値8,000ベクレルを超えている箇所がありましたが、農業用水のモニタリング検査及び米の放射性物

質の全袋検査においては測定下限値25ベクレル未満であり、安全性を確認しているところであります。

また、町内のため池は、構造的に放射性物質を含んだ土壌の流出及びそれに伴う放射性セシウムの移動を防ぐ構造となっており、放射性セシウムの形態も水溶性ではなく懸濁態、いわゆる土粒子等の浮遊物質である濁り成分に吸着・固定している状態となっており、この懸濁態は稲に直接吸収されにくく、稲に移行しにくいことが確認されております。

しかしながら、農地土壌から作物への放射性セシウムの吸収のメカニズムや長期的な影響は完全に解明されていないことから、当面は、大雨等で濁り水が出る場合は取水を最小限に抑える等の対応を続けるとともに、今後も国・県のモニタリング検査を注視し、さらには米の放射性物質の全袋検査を実施するなど、ため池の農業用水の安全性を確保するとともに、国・県の基準が示され、除染作業の工程等が明確になった時点でお知らせしてまいります。

また、堀川ダムの汚染対策につきましては、環境省では県内のダムに蓄積している放射性物質の状況を把握するため、平成25年12月に放射性物質のモニタリングを実施いたしました。

平成25年12月2日の堀川ダム底質の放射性物質の測定数値は、セシウム134が2,200ベクレル、セシウム137が5,400ベクレル、合わせて7,600ベクレルと基準値の8,000ベクレルを下回りました。

用水管理者である白河地方広域市町村圏整備組合では、安全で安心な飲料水を供給するため、福島県飲料水放射性物質モニタリング検査実施計画に基づき、芝原浄水場からの供給水を定期的に検査し、さらに堀川ダムの原水及び堀川ダムに流入する堀川並びに横川の表流水について、用水管理者独自の放射性物質モニタリング検査を実施しております。

いずれの測定値も検出限界地であるNDを示し、安全性を確認しております。また、堀川ダムの水深は52.5メートルであり、飲料水としての取水は水深5.5メートルから26メートルの間から取水しており、構造的に放射性物質を含んだ水が取水されない構造となっており、供給水に影響を与えないことが確認されております。

しかしながら、渇水によるダム水位低下や大雨等による増水時の放射性セシウムの動きや長期的な影響は完全に解明されていないことから、用水管理者において、引き続き、原水、表流水、浄水後の供給水の放射線モニタリング検査を継続し、安全で安心な飲料水の供給に努めてまいります。

町としましては、用水管理者である白河地方広域市町村圏整備組合及び関係事業者との連携を図りながら安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

大変お聞き苦しく、申しわけございませんでした。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様おはようございます。

11番、角田議員の質問にお答えいたします。

舘沢・田内線の町道整備についてのおただしであります。現在、舘沢・田内線を利用して田内地区から4名の矢吹小学校児童が自転車通学をしております。平成17年にこの路線では自転車通学の子供2名が後方から

来た乗用車にはねられるという痛ましい事故が発生しております。このような事故を未然防止するためにも歩道の整備をできるだけ早く実施してまいりたいと考えておりますが、当面、ひらが斎苑より田内地区までの当該路線は、スピード落とせの看板設置をし運転者に注意喚起をしている状況であります。

これまで毎年、各小学校では児童の通学路の危険箇所等の点検を実施しておりますが、町教育委員会では平成24年8月より、安全状況について、道路等に関する関係機関である国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所、県南建設事務所、白河警察署矢吹交番、白河地区交通安全協会矢吹支部、町交通教育専門員等の協力を得ながら現地確認を実施し、改善方法等について検討を協議してまいりました。今後も引き続き、学校、関係機関と協議を重ね、児童がより安全に登下校できるよう環境整備に努め、町道関係については、本町関係各課と検討し順次改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、角田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

11番。

○11番（角田秀明君） 答弁をいただきましたが、二、三再質問をさせていただきます。

先ほど、私が質問の中で大正ロマンの館の改修工事の入札が10月にあるというようなことで質問しましたところ、町長のほうから、土地の持ち主である屋形さんとのあれが終わり、工事に入られるというような話がありましたが、その次に、1区自治会館の建設、基本設計委託や実施計画の入札予定のことを私が質問したんですが、その答弁がなかったわけですが、きょうはたまたま傍聴席には1区の総区長さんも来ておりますので、その辺やはり少し優しく説明していただければと思います。いかがでしょうか。

また、館沢・田内線の件でありますけれども、今私が質問したときに、平成17年の冬に事故があってから約10年近く何の対応もしていないわけでありまして、将来的に矢吹、中畑、三神もそうでありまして、遠くから子供たちが学校に通学することに、道路の整備ばかりじゃなくて、やはり大信地区なんかはバスの送り、通学バスというようなものを出して、子供たちが危険でないように、学校を統合させたりなんかというときには通学バスを対応したりしているということもやっぱり整備の一つかなと。道路だけよくするというんじゃなくて、環境の整備というようなことも一つの整備なのかなと私は考えるわけですが、将来的に三神、中畑の子供たちが少なくて合併なんかしたときも、そういった形であれば親たちがPTAの方々も決して反対することもなく、子供たちの安心で通学できればというようなことで考えているのかなと思いますので、その辺も、これは教育長さんだけにいくとなかなか難しいでしょうから、町長のほうにも同じ質問をさせていただきたいと思います。

2つほど質問して再質問を終わります。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 11番、角田議員の再質問にお答えさせていただきます。

大正ロマンの館については説明させていただきましたが、1区自治会館についての今後の工程、スケジュール等について説明がされなかったことについておわびを申し上げたいと思います。

1区の自治会館についても、多少おくれは生じているものの、1区の自治会会員の皆さん、役員の方に大変お骨折りをいただきながら合意形成を図ってまいりました。今後も計画的に1区自治会館についての建設に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、詳しい工程については総務課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2点目の館沢・田内線、平成17年11月に2名の子供たちが事故に遭ってけがをってしまった。それ以来何の手だてもしていないのではないかというようなことについて、整備がおこなわれていることについては改めておわびを申し上げたいと思います。

なお、整備の手法については、単なる道路の整備ではなくて、そうした通学環境の整備という面で安心・安全を確保するののも一つの考え方ではないかと。なお、議員のほうから三神、中畑地区にもそういう箇所があると。しからば、今後、矢吹の小学校の形態、いわゆる統合等についてもどのように考えていくかというようなおただしでございますが、これについては今話題の学区制の問題やら、さらには小中一貫教育、そうした問題も顕在化しておりますので、そうしたことを総合的に協議、検討しながら今後議論を深めていきたいと考えておりますので、今時点での即答についてはご容赦願ひしたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 角田議員の再質問にお答え申し上げます。

スクールバスにつきましては、矢吹小学区で言いますと4年生まで現在スクールバスを利用ということになっておりまして、そして自転車通につきましては5年生と6年生が合わせて4名ほど利用している状況であります。

なお、統合問題等については、町長からもありましたように、地区からの要望とかいろんな状況等がありますれば検討していく必要もあるかと思いますが、現時点では教育委員会といたしましては4校体制がいいのではないかというふうに考えております。

なお、子供たちの登下校の安全のために、遠距離の子供たちについてはスクールバスということも選択肢の一つではございますが、この遠距離というものをどの程度に押さえるかということにつきましては、通常は4キロ以上ということで考えているわけでございますが、矢吹町の場合にはそれをさらに現在のところは、4キロ以内であっても状況によって、これまでは3年生までということにしていたわけですが、要望があった場合には4年生以上ということで対応しているのが現状でございます。そういう状況の中で、さらにスクールバスを全員ということについてはもう少し検討させていただきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

総務課長、藤田忠晴君。

〔総務課長 藤田忠晴君登壇〕

○総務課長（藤田忠晴君） 11番、角田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1区自治会館の建設の関係でございますが、いわゆる1区自治会のほうと協議をさせていただいた際の詳しい資料を持ってきていないので、細かい点についてはご説明できないんですが、5月に地元1区の自治会のほうで建設検討委員会というのを組織していただいたこともあって、私どもで今年度になってから1回目の協議をさせていただきました。その際には6月に基本設計の方向で進めたいというふうに説明をいたしております。

そういった中で、自治会館については、基本的に復興交付金が該当するという復興局のある程度の説明をいただいておりますが、1区自治会館については、単なる地域の自治会館だけでいいのかという課題もあるということで、地元の建設検討委員の皆様方とは認識を共有しております、例えば地域の防災拠点としてのあり方であったり、今現在ある自治会館には山車倉庫があったりしているということもあって、そういった問題等についてを、今後さらに、限りなく、できる限り復興交付金を該当させながら進める方法として、もう少し私どもでは検討させていただきたいということと、そういった中であって、自治会のほうとしては、今現在の自治会館の使い勝手がどうであったかと、これまでの使い勝手がどうであったかということについて地元のほうで検討しておいていただいて、私どもで次の説明、次の協議ができる段階になりましたら、さらに協議を進めてまいりたいというふうなご説明をしておりますので、できるだけ復興局との協議を進めつつも、6月に基本設計に着手できるようになればということで今鋭意努力中でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

11番。

○11番（角田秀明君） 答弁ありがとうございます。

それで、ちょっと再確認の意味で質問させていただきますが、先ほど1回目の質問で堀川ダムの水は安心なんだというようなことが町長のほうから出ましたので、これはやっぱり町民90%の方々が堀川ダムの水を飲んでますし、そういった観点では安心して飲める水を矢吹町は供給しているんだということが確認されました。

また、2点目は、今、総務課長から事細かくありましたが、1区自治会館の建設の関係でありますけれども、私の記憶では、1区自治会館というのは単なる1区自治会館ではなくて西側公民館の役目も昔はあったのかなという記憶をしております。そして、そこに公民館長という名の方が委嘱されて運営されていたのかなと思いますが、今、総務課長、町長のほうからの答弁の中には西側公民館的な声の一つもなかったということなので、再確認のために再度質問して質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 11番、角田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

堀川ダムの件については、ただいま私からの説明で安心して飲める水だということで認識を深めていただいたということで、私自身も安心しております。ただ、今後とも注意深く水の濁り等については見守りながら、万全で、しかも安全・安心な水の供給に心がけていくことを再度お話しをして約束をさせていただきたいと思

ます。

なお、1区自治会館の西側公民館としての位置づけ等については、詳しい記録が私自身の手元にはございませんので、後ほどその内容等を十分に確認をしながら角田議員のほうにお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、総務課長のほうで補足する点がございましたら総務課長のほうから追加で説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

総務課長、藤田忠晴君。

〔総務課長 藤田忠晴君登壇〕

○総務課長（藤田忠晴君） 11番、角田議員の再々質問にお答えいたします。

ただいまの西公民館の位置づけの関係について、町長が答弁したとおりで、基本的には現段階でそこをどうするかということについて詳細な協議を教育委員会側のほうとしているわけではございません。したがって、現段階において言えるのは、引き続きそこを西公民館の位置づけにする考えやら、場合によっては東公民館が中央公民館にあると同じように中央公民館に西公民館も持っていくという考え方、いろんな考え方があろうと思ひますので、先ほど町長答弁したとおり、今後、教育委員会のほうと詳細な詰めをして、内容等が決まればご報告を申し上げたいというふうに思ひておりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

○議長（諸根重男君） 以上で11番、角田秀明君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午前10時52分）

---

○議長（諸根重男君） 再開いたします。

（午前11時03分）

---

#### ◇ 青山英樹君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告2番、6番、青山英樹君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 青山英樹君登壇〕

○6番（青山英樹君） 議場の皆様おはようございます。

2番手として、通告に従ひまして一般質問をさせていただきます。

まず、5点ほどございますが、初めに、同僚議員からも一般質問がありましたが、切に痛ましい事故が報じられまして、全ての町民の方々がその訃報に接し、痛惜にたえない思いをしたところでございます。あしき事故は、休日に行われた学校外でのスポーツ活動の送迎時に発生したものでした。常日ごろ、中学生はほとんどの生徒が放課後の文化部、運動部での部活動にいそしみつつ、週末の休日を利用しては対外試合や練習試合等校外での活動を多く行っている現状があります。

校外での部活動の際の移動に関しては、現地集合を基本とし、生徒の保護者が送り迎えをするのが現状との

お話がありますが、町長、教育長が常に標榜する安全・安心への対応がどのように認識されており、実行されておられるのかお尋ね申し上げます。

次に、先月行いました当議会の議会報告会の中で、ある町民の方から、町民が望んでいることはどんなことなのか、どのように認識されているのかという質問が投げかけられましたが、その後、本人さんと再度お会いしまして、町長さんはどのように捉えられているのかというようなお話がございましたので、あわせてお尋ね申し上げます。

また、まちづくりが各種団体等で練り上げられておりますが、人口減少や高齢化、また、2040年問題等の直面する社会問題、課題などにどのように対応し、将来、持続可能な町であり続けるためにはどのようにしていかなければならないのか、考えておられるのか、お示しくさせていただきますようお願いいたします。

なお、これらの課題に関しまして、中心市街地活性化等の取り組みがどのような整合性を持ちつつマッチングが図られているのかもお尋ね申し上げたいと思います。

3番目の質問となりますが、教育分野についてお尋ねいたします。

義務教育の分野に関し、5歳から義務教育化、そして小中一貫校を制度化する。また、9年間の現在のカリキュラムを6・3制に限らず、5・4制あるいは4・3・2制などの弾力的な運営が文部省で検討、また提言されています。

これに伴って、町としてこの検討、提言をまちづくりの一手法として捉えられ、箱物、ハード面ばかりのまちづくりとの印象を払拭し、進取の精神に鑑み、ソフト面での現状脱却、改善策を講じていく考えがあるのかを伺いたく存じます。

まちづくりにおいて、教育は大きな役割を担う要素の一つであり、町が学びの分野に果敢にチャレンジしていく姿は、子育てに邁進する世代の関心を得、人口増の端緒として評価できる事象でございます。お考えをお聞かせ願いたく存じます。

4番目となりますが、除染に関しまして、確認の意味でお尋ねしたい部分がございます。

昨年の除染作業におきまして、放射線量の測定機器のふぐあいを見落としのために、長期間にわたって正しい線量が測定されず、除染前の線量がわからない事態を招く失態が判明した経緯があります。以降、町としての除染作業への管理監督は万全であるのかお尋ねいたします。大方、除染に関しての作業基準は、除染業務に係る技術指針の第2版、仮置き場等技術指針の第1版によるものと思われませんが、十分に管理監督がなされているのかお示してください。

最後の質問となります。

税金の滞納対策として、滞納整理課を白河広域市町村圏内に設置する計画が進められております。この滞納整理課が何をするのかといえば、財産調査や捜査の上、財産の差し押さえや公売による換金を行うとのことあります。この数年来、財政は改善したとの発言を随所に行ってきた町長の言葉には、町税を含めての改善との町民の思いもあり、このような滞納整理課新設に違和感を持つ方々も多くおられます。町民への説明が足りず、単に弱者切り捨てとの感が否めないとの意見も聞かれます。時間をかけて具体的な説明を果たした上で、町民とのコンセンサスを図るべきではないのか伺います。

以上、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。



○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 答弁する前に、時間をおかりし、このたびお亡くなりになりました中学生と母親に対し、町を代表し改めて心から哀悼の意をあらわさせていただきます。

それでは、6番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、生徒の校外活動に関しての安全・安心への対応についてのおたかしであります。日ごろより学校、保護者、地域の皆様に対しましては、機会あるたびに交通事故絶無を期すべく注意を喚起してきたところでありますが、このたびの交通事故により亡くなられた中学生、そのお母様については、重ね重ねご冥福を心からお祈り申し上げたいと存じます。

子供たちの学校行事や中体連の部活動においては、町バス利用規程に基づいての利用や町予算での民間業者委託等の対策をし、また、それ以外の任意団体主催の活動につきましては、保護者会等による子供の送迎もございしますが、安全を期して部活動を支えていただくようお願いいたします。

今後、二度とこのような悲惨な事故により矢吹町の子供たちの命が失われることのないように、町としましても今まで以上に関係機関等と連携を図りながら万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町民が望んでいることは何か、また、将来的に持続可能な町であり続けるためにはどのように考えるのかのおたかしであります。一般的に10人いれば10人の多様な意見がありますが、多くの町民が望んでいることは、例えば企業誘致、所得の増加、税等の負担の軽減、医療、教育などが挙げられるものと考えております。

しかし、重要なことは、一人一人の町民の声に耳を傾けること、そういった場、機会を設けることであり、私の政治姿勢として最も大切にしているのがこのことでもあります。

協働の理念のもと、さまざまな機会を通して多くの町民の方と意見交換をし、町の事業としてまちづくり懇談会の開催や住民アンケートを実施するなど、住民のニーズを十分にくみ取することを基本に、政策形成、政治活動に取り組んでいるところであります。

また、人口減少や超高齢化、2040年問題など、将来的に持続可能な町であり続けるための対応策についてありますが、先日、民間研究機関「日本創成会議」の座長を務める前岩手県知事で元総務大臣の増田寛也氏が、このまま若者が東京圏に一極集中する現在の人口移動が続いた場合、2040年には523の市町村が消滅する可能性があるとの試算結果が発表されました。大変ショッキングな報道でありました。

試算結果では、20歳から39歳の女性人口に注目し、2010年と比べて2040年には5割以下に急減する自治体が全体の49.8%、896に上るといい、さらに、人口が1万人を切るとそこから一気に人口が減り、行政として機能の維持が困難になると指摘しております。

このため、日本創成会議では、ストップ少子化・地方元気戦略の基本方針を示し、「人口減少の深刻な状況について国民の基本認識の共有を図る」「長期的かつ総合的な視点から、有効な政策を迅速に実施する」などの提言がなされております。

今回の試算で使用したデータは、国立社会保障・人口問題研究所の平成25年の推計値ですが、福島県については原発事故の影響で市町村別の推計が出されていないため、平成20年の推計値が直近の推計値になり、これを見る限り矢吹町の人口は平成35年には1万4,878人になると予測されております。

このことから、このような推計を受け入れながらも、地域として生き残れる持続可能なまちづくりの考え方が今後求められることは大変重要な問題であると認識しております。

現在取り組んでいる子育て支援策や若者定住など各種施策を充実することはもちろんですが、全体のまちづくりの考え方については、それぞれの地域の特性に応じた地域づくりを進めるとともに、中心市街地についてはコンパクトシティとして、中心部にさまざまな施設をコンパクトに集中させるまちづくりの考え方を取り入れながら、将来を見据えたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今年度は、平成28年度からの新たな総合計画として、第6次矢吹町まちづくり総合計画の策定準備を進めており、多くの住民の皆様のご意見をいただくことから、住民アンケートの実施も予定しております。

第6次矢吹町まちづくり総合計画では、人口減少を前提としながらも、矢吹町のポテンシャルを最大限生かしたまちづくりを進め、計画人口の目標を示しながら持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、義務教育における学制の問題に対するおたただしであります。文部科学省では、現在の6・3制に対して、5・4制や4・3・2制など、9年間のあり方については各自自治体に判断を任せて、公立の小中一貫校を設置できるような制度の導入に向け検討を始めたという報道がなされました。

このような制度が導入されますと、議員ご指摘のように、9年間の義務教育期間を現行の小学校6年、中学校3年の6・3制だけでなく、5・4制、4・3・2制と弾力的な運用が可能となり、矢吹町として選択肢が広がることとなります。しかし、実施した場合の課題も大きく、校舎の問題や教員の問題等が挙げられ、現時点で矢吹町の方針を示すことは大変難しいと考えております。

この問題については、教育委員会ですら十分に検討を深め、その検討結果を含め、町としてどう進めていくことが矢吹町の子供たちのためにより望ましい学制となるか検討してまいりたいと考えております。

なお、議員がハード面ばかりとおっしゃいましたが、子供たちの安全確保を第一に考え、盤石な矢吹中学校の改築を行ったことは、結果として震災が発生し、町の宝である子供たちの安全を確保できたものであり、矢吹町行政を預かる長としての最大の責務であったと感じております。今後も幼稚園・保育園、小学校の改修等を含め教育環境整備の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、ソフト面に関しても、議員もご存じのように、矢吹町ならではの小学6年生ブリティッシュヒルズ1泊2日研修、中学1年生ブリティッシュヒルズ1日研修、矢吹こども読書100選、学びの習慣化のために4つの提言、統計グラフコンクール、さらには小・中学校の吹奏楽や陸上競技での活躍など、どれをとっても矢吹町の子供たちの心身の健全な育成が図れる事業ばかりであります。今後も矢吹町の宝である子供たちのますますの活躍を町として最大限支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、除染作業への管理監督についてのおたただしであります。議員ご指摘のとおり、昨年度実施しました柿之内地区住宅除染業務において、請負業者が所有する線量計に途中から狂いが生じていたことに気づかず作業を進めたため、結果として、再度柿之内地区全ての世帯の線量をはかり直すこととなりました。これは、

線量計の操作になれない作業員が、機器を損傷したことに気づかず作業を進めたことに起因しております。

これらを踏まえ、その後着手しました田内地区住宅除染業務では、事前に請負業者が使用する全ての線量計を役場に持参させ、狂いが生じていないかチェックするとともに、現地を測定する際には町職員が持参した線量計と請負業者の線量計の2台で測定し、除染業務を実施いたしました。

現在行っております4区・五本松・2区井戸尻地区住宅除染業務では、これらに加え、さらに適正を期すために、線量計の操作等に精通した者に限定して線量測定を行っております。今後このようなことが再発しないよう、管理監督について万全で臨み、最善を尽くしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、白河地区広域市町村圏整備組合に滞納整理部門を設置することについてのおただしであります。町の財源の根幹をなす地方税は、平成19年の三位一体の改革において、地方にできることは地方にという理念のもと、納税者が国へ納める税を減らし、地方税をふやすことで、国から地方へ税源を移す税源移譲が行われ、これまで以上に税負担の公平性を維持し、税収入を確実に確保するための体制強化が求められております。

また、本町の財政状況については、議員も既にご承知のとおり、平成19年度から3カ年にわたり矢吹町財政再建3カ年計画に取り組んだ結果、実質公債費比率については、平成18年度の25.1%から比較しますと平成24年度16.9%となり8.2%減少し、一步一步着実に健全財政への道筋を歩んでおりますが、依然として厳しい状況であると認識しております。

このため、本町では滞納額を減少させるための諸施策を講じておりますが、近隣自治体共通の問題として、職員と滞納者が顔見知りである場合の対応や、地域との関係性から強硬な対応がとりにくい点、人事異動や退職等により経験やノウハウの蓄積等が課題であり、有効な手段が見出せない状況でありました。

これら課題の解決を図るため、議員の皆様には、議会全員協議会において、県南地方の各市町村が一丸となって収納対策を推進するため、白河地方広域市町村圏整備組合内に滞納整理部門を設置することについてご説明し、平成26年10月の設置に向け準備を進めてきたところであります。

滞納事案の移管基準についてであります。町では督促状を送付しても納付のない方に対して、電話催告、文書催告、訪問徴収等を複数回にわたり行うことにより納税の機会を設けており、そのほかにも、リストラによる収入減少や災害等でやむを得ない事情による場合は、減免制度を活用した税負担の軽減を図り、納税が困難な方に対し、きめ細やかな納税相談を実施しております。

しかし、担税能力があるにもかかわらず、これらのたび重なる通知等に対して無反応であり、納税を約束しても不履行を繰り返す「悪質常習滞納者」及び納税相談に応じず滞納額が矢吹町町税等滞納整理実施要綱に規定される滞納額80万円以上となった「高額滞納者」を広域圏への移管対象者とすることとしております。

なお、無財産、死亡者、生活困窮者、訴訟事案については、移管できない対象者として、町の規定により具体的な基準を明文化していく予定であります。

納税は、国民の三大義務の一つであり、税徴収の確保が行政活動の基礎をなすものであることを鑑み、国税徴収法第47条第1項第1号の「督促後、一定期間を経過しても完納されないときは、財産の差押さえを行わなければならない」とする規定に反し、納期内納税者との公平性を欠くものであります。

税負担の公平性を確保し、悪質常習滞納者、高額滞納者に対し毅然とした姿勢で厳正な対応を図るため、滞納整理部門の設置について、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 6番、青山議員の質問にお答えいたします。

その前に、改めて、このたびの交通事故により亡くなられた中学生とお母様に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げます。

初めに、生徒の校外活動に関しての安全・安心への対応についてのおたただしですが、交通事故の経過等については先般の議会全員協議会でご説明をさせていただきましたとおりであります。

当日の福島県南トレーニングセンターの練習会は、現地集合、現地解散であり、保護者が送迎をしております。本町では、学校行事や中体連各種大会等については、町バスの使用や、町予算で民間バスを借り上げるなどの対応により大会に参加しております。また、土曜日、日曜日の練習試合等でも町バス利用規程に沿って、可能な限り町バスの利用をしている状況であります。

しかし、最近の部活動の傾向といたしましては、大会前に練習試合が数多く行われ、各部活動や学校外の活動では保護者の送迎による練習会参加も多くなってきております。

今年度の町バス利用状況を見ますと、これまで近場であった遠征が、神奈川県相模原市や山形県米沢市など遠距離になってきている現状であります。今後は、町バス利用規程に基づき、学校行事、中体連関係の試合等については町バスや町の予算での対応等に努めてまいります。

それ以外の招待試合や交流陸上大会、選抜選手練習会など学校外の任意団体主催の活動については、規程に基づき町バスが利用できる場合は利用し、利用できない場合はできる限り公共交通機関を利用するようお願いしたいと考えております。

さらに、保護者による送迎については、これまで以上に安全運転、シートベルトの着用等をお願いするとともに、万が一に備え、保険加入についても呼びかけを行い、注意喚起を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、義務教育における学制の問題に対するおたただしですが、矢吹町の子供たちの実態を踏まえ、9年間の一貫したカリキュラムを作成し、小学校を6年間ではなく5年間、中学校を4年間とすることや、小学校を4年間、中学校前期を3年間、後期を2年間とすることなど柔軟な学校制度を矢吹町で選択できるようになることは確かに魅力的ではあります。

しかし、そうするためには、校舎の環境整備、教員の確保、カリキュラム編成等の問題があり、余りに課題が大きく、本町の判断で学制改革を図ることは大変難しいものがあります。

また、柔軟な学校制度に取り組んだとしても、小1プロブレムや中1ギャップが即解消されるものではないように思います。このようなことから、制度改革を想定しながら、現在の4小学校1中学校のあり方について検討を図ることは現時点では大変難しいと考えております。

例として、5・4制を検討した場合、それだけの議論におさまらず、議員ご指摘のように、義務教育の低年齢化、すなわち5歳児の義務教育化などが必ず問題提起されると考えております。今般報道された文部科学省

の学制の弾力的改革の検討については、国の莫大な財源確保が前提になることと、戦後、我が国の義務教育が現在のように整備された時代と比べ、子供たちの成長は2歳ほど早まっているという指摘もなされていることから、今後、学制改革に対する動向を十分に見きわめる必要があると考えております。

今後とも、子供たちの笑顔が見られますように、学力向上を含め、教育活動の充実に一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で6番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

6番。

○6番（青山英樹君） 答弁ありがとうございます。

まず、何点か再質問がございますので順次質問させていただきます。

まず、1点目の部活動に関する、土曜、日曜なりの校外活動に関しての送迎に関してなんですが、町のバスを利用するという点でございますが、実際に町のバスというものが何台あって、その利用率、あるいは充足率というのがどれぐらいの数値なのか、それをちょっとお示しいただきたいんです。

これが8割もあれば十分に何とか対応できるうれしい数字なんですけれども、どれぐらいなのかちょっとわからないので、教えていただければそこをお願いしたいと。

もう1点は、土曜、日曜の校外の学習といいますか、部活等の活動も立派な教育の一環ではないのかというふうに私は思っているところなんですけれども、そういう中であって、安全・安心という部分において、やはり現状が難しいとかばかりじゃなくて、難しいじゃなくて、やっぱり取り組んでいくという姿勢が一番大事であり、公共機関を利用してという一つの手法も今お話でございましたが、具体的にそこに取り組んでいくという意思があるのかどうか。ただ単に、送迎に関しては安全を基本として保護者の方をお願いしていくという程度のもになってしまうのか。

私は、やはりまちづくりにおいて子供さんの存在というのは非常に大事でありまして、そこが町の力としても評価されつつある時代が来ていると思っているんです。ですから、中学生の校外活動における安全・安心の分野でも町として取り組んでいるというものが具体的に見えるのかどうか、そういったものを判断できるかどうか、その充足率等、あるいはその意思についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、2点目のまちづくり等に関して、町民の皆様、所得の向上なり企業誘致なり、あるいは医療の強化とか、そういったものに関しての要望が強いだらうという町長の答弁がございました。まさしくそのとおりでございます、要はその辺の企画力が問われているということでもあります。

同僚議員からの先ほどの一般質問でもございましたが、まちづくりに関しての中心市街地等、幾つか何点かございました。大正ロマンの館さんなり、そういうお話がございましたが、いわゆるサステイナブル、持続可能なまちづくりという部分におきまして、今、整合性、あるいはマッチングというものを考えた場合、場当たりの部分でしかないのではないかと。2040年問題に関しましても、とうとうと町長のほうから説明ございましたが、そこに対して具体的な施策というのはどうしていったらいいのかという、その企画力をもう少し力を入れていって具現化していったらいいのかという、その企画力をもう少し力を入れていって具現化していったらいいのかと。

例えば、前にも私は申し上げているんですが、全然具現性がなく、企画として上がってこない。協働という

言葉がございまして、関西、西日本のほうでは結構こういう議論というのが深まっておりまして、共創ですね、ともにつくっていくという分野の研究が非常に闊達に行われているわけなんです。特に社会的な時勢を非常に取り組んでおられまして、例えばきのうなんかの民報新聞では、農業の輸出で10倍の5兆円を成長戦略として2030年までに行っていくというような事例もございまして。

これは去年も私は申し上げましたが、農業立県として、農短大なり、あるいは福島空港を使ってということでございますが、今月の初めにもジェトロのほうで地域の農林水産物の輸出でもって10件を重点支援していくというようなこともございまして。そのように社会自体が動いていくわけでございますが、そういったものをどんどん取り入れていくような企画力というものに力を入れていく取り組みはいかがでしょうかという、やるべきではないかという意見を私はここで申し述べますが、そういったものに関してどのように今後ご検討していただけるのかをお尋ねしたいと思います。

このまちづくりに関する部分において、サステイナブル、いわゆる持続的な力を持ったまちづくりということに関しまして、今申し上げましたことなんですけれども、民間では非常に、例えば、町長さんも農協出身ですから農業分野で申せば、新潟あたりだと非常に民間の方々海外に出ていっておられます。新潟の玉木農園とか、たくさんあるんですが、台湾に行きまして日系のデパートで月2回の展示即売会を行う。なおかつその材料を新潟県内の企業、農家の方々から集めていくというようなことをやっております。上越にあります内山農産なんかも同じように、タイ、香港、台湾、オーストラリアなどに出向きまして、そういう取り組みをしていくと。いわゆる企業が率先してやっていくわけなんですけれども、やはり行政としてのかかわりもそこで非常に重要な役割を果たして、共創、ともにつくるというものにかじを切ってやっていっている実情があるんです。

熊本なんかもそうですし、青森のほうでもございまして、非常にグローバルにそういったもの。それから、種苗であればサカタのタネという会社がございまして、そこも海外でのいい種をつくっていく等の、そういう民間での取り組みがあるということなんです。

私が申し上げたいのは、そういったものと提携をしていく。あるいはそういう技術、仕組みを、町としても企業誘致なり、あるいはそういう力として研究していきなり企画していく。そういう企画力のアップというものを図っていくべきではないかということがございまして。そういうものに関しての取り組みというもので、サステイナブル、持続可能なまちづくりというものに寄与していく、そういう企画力の組織づくりとか、そういう取り組みが行われているのかどうか、あるいは希望等、そういったものがあればお聞かせ願いたいと思っております。

次に、義務教育の制度化等に関しましてですが、どうも初めに難しいということが飛び込んでこられるわけなんです、そういったものに関して品川区とかは取り組んでございまして、そういうところというのは難しくなかったのかというふうに思うんです。いかんせん、取り組む場合にはそれなりの難しさは当然つきまとうものであり、そういったものを克服していくのが義務であり、また責任になってくるかと思うんです。そういう部分においては、やはり前向きな検討をお願いできないかということをお尋ねしたいと思います。

それから、除染に関してでございますが、管理等に関して万全な管理監督を行っていくということでございますが、安全の担保におきまして、今、公園なんかもやっておりますけれども、ちょっと気になる事象がござ

いまして、雨が降ったりとかした場合におきましてブルーシートがめくれている、これは去年も同僚議員からもあったことなんです、たしかその部分に関しては、除染の技術指針等ではやっぱり規制がされておるわけなんです。また、地下水の流れの下の方に向かっての観測井戸が設置されるべきなんです、それがあのかどうかちょっと確認したいと思っております。

また、もう1つ、その管理に関してなんですが、ガスを抜く部分、やはり技術指針によれば200平方メートルに1つというところでございしましたが、20メートル、20メートルの仮置き場になりますと400になりますので、2本ぐらいのガス抜き部分が必要な部分もあるのではないかなと思ったんですが、今ここでの答弁でなくても結構ですので、後ほどでもよろしいですので、その辺を確認いただければお願いしたいと思います。確認をお願いしたいということでございます。

それから、滞納整理部門についての部分でございますが、悪意を持って滞納される方に関しては、これはいたし方なく、公平性という意味からも徴収を強化するというのは必要な措置ではないかというふうに思うところでございます。

ただ、今回、全員協議会でいただきました資料、A4でもって裏表に書いてありますが、いわゆる広域市町村圏のほうに持ち込んでいく基準というものは4つしかない。該当を外す場合ですね、該当されない場合が4つしかないということなんです、そこが非常に明確でない部分、今話題になっています集団的自衛権と同じでございます、どの部分がグレーで、どの部分がそれに該当するかとか、そういったものが明確になっていない部分がございます。

私のほうで、別個に資料として、広域さんのほうからの資料だと思うんですが、いただいたんですが、そちらを見ても具体的にケース・バイ・ケースの部分、非常に案件としては強い事案なのを、そのケース・バイ・ケースの内容が明確に示されていないんです。ただ、滞納整理課を設置しろということが出されまして、設置が先なのか、持ち込むか持ち込まないかという、その事案等のケース・バイ・ケースの基準を決めるのが先なのか、私は本末転倒ではないかと思っております。

また、そういう意味においても町民とのコンセンサスを図る必要があるのではないかと思います、そこについてはいかがなお考えをお持ちかお聞かせいただきたいと思っております。

多岐にわたる質問で大変申しわけございませんが、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

当初の質問でそのような内容について事前に通告していただければ、こちらのほうも大変助かったわけですが、当初の質問が大ざっぱなために、なかなか具体的に答弁ができないことについてはご容赦をいただきたいと思っておりますし、また、再質問にわたってまた多岐にわたっておりますので答弁しきれぬかどうか、事前にそうしたことも謝りながら答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、初めに町バスの件でございますが、1点目の利用率、充足率については現在のところデータはございません。これらのデータがあるかどうかも含めて、今後、町のほうで精査しまして、わかり次第お知らせした

いというふうに思っておりますし、町バスについては、原則、公用の場合おおむね500キロ以内だということでご理解をいただければというふうに思っております。

土日の部活動についても、校外活動として教育活動の一環ではないかということですが、先ほど教育長が答弁しましたように、町には町バス利用の規程がございます。その規程に基づいてバスを運行させていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、安全・安心のため取り組んでいくという意思があるかとのおただしでございますが、これについては聞くまでもないこととございまして、町としては子供たちの安全・安心のためにできる限りの対応をとっていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

まちづくりについて、教育、医療の充実、これらについては先ほども答弁をさせていただきました。企画力が問われているということとございまして、懇切丁寧な青山議員のお考えを示していただいたわけですが、ただ1点、1つ気になる発言がございました。場当たり的ではないかというような発言がございましたが、これらについてはいかがなものかというふうに思っております。

議員もご存じのように、矢吹町のバイブルという総合計画がございます。さらには震災直後に計画されました矢吹町復興計画がございます。これらについては、この厳正な議場の場で議員の皆様にお諮りをしながら、議決をいただいて、町民の皆様にも説明をしながら策定をさせていただいた。したがって、今実施しているまちづくりについて、さらには復興についての事業そのものについては場当たり的ではないということをお改め認識していただくことをお願いしたいというふうに思っております。

企画力が問われているということとございますが、町の中の総合計画、さらには復興計画をもう一度お読みいただきたいと思えます。

なお、持続可能なまちづくりのためにということは私も青山議員と同調する部分がございますので、そうした企画力を高めながら、持続可能なまちづくり、これについては今後も鋭意努力を重ねていきたいというふうに思っております。

教育については、先ほども答弁させていただきました。

医療の部分については、矢吹町、さらには管内の市町村で寄附講座等を設けて医師の確保にも努めておりましたが、さらには、今後どうしたことができるかということについても意を尽くしていきたい。雇用の確保についてもそのとおりでございます。

ただ、青山議員がまだまだ努力が足りないということとございましたら、それらについては、今後、職員とともに議会の皆様のご支援もいただきながら頑張っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

農業の農産物の輸出についてのご提案もございました。今後、町としてどうした取り組みができるか、グローバル化に向けて鋭意研究を深めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

義務教育については、先ほども私と教育長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございます。教育長が細かく説明申し上げましたが、私自身もこの学制改革、教育長と同じ考え方でおります。今後も国の動向を注視しながら、国の情勢、管内の情勢を見きわめさせていただきながら、町として何ができるかということについて考えて、研究を深めていきたいというふうに思っております。



除染については、一部、雨でブルーシートがめくれていた、指針に沿わないのではないかというようなことがございましたが、そうしたことがあったことについては、今後そうしたことをないように町のほうとしても改善をしていきたいというふうに考えております。

大池についての観測井戸、ガス抜きについては、そうしたことについての仮設の仮置き場等についてはそうした措置はとらせていただいております。ただ、今回、青山議員から出ました大池公園については一時保管の場所だということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、近隣の住民の方からそうした話も出ているということであれば、なお注意をしながら管理に万全を尽くしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、滞納整理組合の件でございますが、これらについて、議会全員協議会の中で簡単な説明に終始して、組合の中に滞納整理課をつくるのが先なのか、それともそうした基準づくりをきちっとするのが先なのかというおただしでございますが、これらについては、先ほども営々と事の内容を時系列的に説明をさせていただきました。非常にこの問題については町としても対応に苦慮しているわけでございます。

なぜこうしたものが必要かについての必要性は青山議員のほうにも一定の理解をいただいておりますが、そうした理由も含めて、広域圏の滞納整理課については、つくることを先に検討させていただいて、決定を見て、さらに今回、議会のほうに承認を得るために提案をさせていただいたわけでございます。

今後、細部については、それぞれの市町村にそれぞれの手法等もございますので、統一したそうした内規、法制化をしていかなくちゃいけないということでございますので、そうした細かい点、内容等については、この後、明確になり次第、今のところ4つの移管する事案の内容等についても明確になっていない点もございますので、そうしたものについては、一つ一つきめ細かに内容を詰めた後に議員の皆様にもお知らせをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにしても、今回、組合の中に、広域圏の中にこうした滞納整理課がつけられることに至ったことは、悪質滞納者の解消のためだということをご理解いただきたいと思ひます。

以上、私のほうから説明申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、青山議員の再質問にお答え申し上げます。

部活動も大事な教育活動の一環ではないかということでございますが、まさにそのとおりでございます。学校教育活動の計画的に進められる部分とその他の教育活動も含めた全教育活動の中の一環として部活動があるわけでございます。

そして、安全・安心な部活動の送迎のために、町バスあるいは民間バス等の町負担を前提に考えるつもりはあるかというおただしでありますけれども、このことにつきましては、校外活動の小・中学校児童・生徒の移動、輸送につきまして全て町負担にすることは厳しいものがあります。

と申しますのは、先ほどお尋ねがございました、これは昨年度でしょうか、私どもで今つかんでいるものでは、町バスには1号と2号と2台あるわけでございますが、使用回数を見ますと、365日のうち小・中学校で

使っているのは約220回。1号車です。2号車は365日のうち160回程度とかなり使用させていただいております。しかし、それでもそのほかの活動については保護者の送迎ということをお願いしているという現状でございます。ですから、これ以上ということになりますと、民間バスを借り上げてそれを町負担にするということになるわけでございますが、その予算についてはかなり膨大なものになるということもございまして、大変ではございますが保護者負担をお願いをしています。

そしてまた保護者も、特に今回このような事故がありまして、我が子は乗せるとしても、同級生を乗せるとかそういうことについては大変心配だという意見を漏らされている保護者もおりますし、学校としても今後もお願いするようにどうしてもならざるを得ないので、慎重に運転してやっていきたいと思いますというようなことは確認をしたということもございまして、それから、白河や郡山の場合には、車の乗り合わせではなく電車等を使って、電車も矢吹駅までは各保護者が送迎するということとなりますが、そういう電車等を利用してというような動きも出ているのが現状でございます。

続きまして、学制の柔軟なということについてでございますが、品川区の場合、確かに小中一貫とか、あるいは学校選択制など、そういうことにいち早く取り組んでおります。でも、品川区の場合にはとか財政規模も違いますし、教員もそういう場合には独自に任命しているというふうに考えられます。

矢吹町でこの柔軟なということでやろうとすれば、まず、1つには校舎の問題ということがございます。これがそれに対応できるかどうかということですが、これもちょっと厳しいものがございます。

それから、一番難しい問題は教員確保でございます。ご存じのように、矢吹町の小・中学校の教員も任命権者は県の教育委員会でございます。これを町単独でも最近任命できるようにはなりましたが、しかし、これを学制を変えてやる場合にどのぐらいの教員が新たに必要になるかを私どものほうでは内々に試算をいたしました。そうしますと、少なくとも12名ほどは多くお願いをしなくちゃならない。そうすると、これだけで年間約1億円ほどかかります。そういう負担が町にということは大変厳しいものがあるのではないかと。

それから、3点目はカリキュラムの編成でございます。現在は小・中学校それぞれに教科書ができておまして、もちろん無償配布されております。これを学制を変えとなると教科書の編成も少し変えなければならぬのではないかと。そして、カリキュラムを新たに編成するということは、小・中学校の教諭なりにその負担を命じることはなかなか厳しい。では教育委員会ですることができるかと、これもちょっと、申しわけないですが大変難しいことがあると。

青山議員もご存じのように、学制の柔軟なあり方につきましては与党の中で検討されたというふうに聞いております。そして、中央教育審議会でも審議をします。しかし、そのことについては特に与党では答申は多分していないだろうと思います。それはなぜかと申しますと、莫大な費用が生じて、それには今の段階というかこれから先の財源の見通しが立たないので、そこで明確なものを出されていないという、そういう報道もなされておりました。ですから、矢吹町として単独でこの柔軟な学制にこれから対応していくことを検討していくことは大変難しいというふうに先ほど申し上げたところでございます。

ちょっと後ろ向きではないかというふうなご指摘をいただくかもしれませんが、このような現状ですので、ご理解とご協力をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問の時間は多少あるんですけども、答弁の時間が30分を過ぎたんですけども、

いいですか。

6番。

○6番（青山英樹君） 簡単にお話しさせていただきますが、私が申し上げたのは、企画力といいますか、そういう組織を立ち上げた、総合的、総括的まちづくり、あるいは企業誘致とか、そういう個別じゃなくて、教育も含めて総体的に持続可能な町をつくるためには、いろんな方の職員さん有能な方おりますので、そういう方をお集めいただいて、当然派遣するなりして学習をさせるなり研究をさせてつくっていくという、足を一步進めることをやったださるかどうかということなんです。そこをやらなかったら、なおさらおくれるでしょうし、ますますできない、難しいだけで終わってしまうのではないかというふうに思うわけです。

包括的に見ていきますと、半農半エネとか、半分の農業、半分のエネルギー、つまり再生可能エネルギー、太陽光なんかも、去年、農地法の一部変更がございまして、農地で農作物をつくりながらも太陽光でもって2メートル以上の距離があればできるというようなこともできています。

また、滞納者に関しまして、年金生活者であり、なおかつ高齢者であり農地を持っていてもつけれない、借りる方もいない。税金払うのも大変だといった場合においては、今言った半農半エネという部分において、ただ税金を取るばかりじゃなくて与えることもできるんです。太陽光を設置したらいいじゃないですかと。当然固定資産税というものは多少若干上がったにしても十分利益はとれるので、取ることもばかりじゃなくて与えていくということも大事なことだと思うんです。

そういった部分での企画、総合的な意味での持続可能をやっていくと、そういうふうな部門をおつくりいただけないものかどうかということ、その力が町長さんございますかということをお尋ね申し上げた。答えがないところは次回にでも町政報告でそういったことがすばっと出てくることを期待します。

また、小水力に関しまして、幅の狭い水路でも30度の角度があれば、らせん式の水力発電はできるんです。そういったものを取り入れることによって、新たなまちづくり、街灯だけでも電力を賄えるとか、そういうところで取り組むところはたくさんあります。

また、税金に関しまして、地方交付税の仕組みご存じでしょうが、基準収入額の掛ける75%でもって計算されているということは、25%あることに関しては、ある程度緩衝地点があるということ。そのように私は解釈しているんですが、交付税として国からお金が出る中であっては、税金を100%取れるものではなくて75%で計算して、その部分の足りない部分に関しては交付税で賄っているという、そういう計算方法がちゃんと現実にあるではないですかということなんです。

とすれば、もう少し滞納整理者を広域のほうに送るにしても、もう少し基準というものを明確にしてから設置を考えられてもよろしいのではないかと。そこでの議論というのはもっと必要なものであるというふうに私は認識しておりまして、その分野についても再考をお願いする形をとりまして、私の再々質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で6番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議します。

（午後 零時01分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 1時00分）

---

◇ 鈴木隆司君

○議長（諸根重男君） 続きまして通告3番、5番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

午後1番目ということで、きょう3人目の一般質問をさせていただきます。

通告書に従いまして3項目にわたって質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、初めに町の人口問題でございます。

これは同僚議員からもこうした問題が出ましたが、震災後、新生児の数がふえて、ゼロ歳児がふえたというような報道があったりして、今こういった人口問題の議論、それから、各地で少子高齢化の問題が顕著に出ているということで、全国的にもこうした問題が出ております。私は私なりにもうちょっと突っ込んだ形で質問をさせていただきます。

まず、人口減少に歯止めを。町長の増加策についてお伺いをいたします。

町の人口がついに、ここ数年来町の標準的な人口であった1万8,000人を割り込んでしまいました。3月末現在で1万7,818人ということでございます。県南地方屈指の好立地、好環境の中、こうした現況について町長の所感をお伺いいたします。

常々私は、定住の3大要素としまして、交通の利便性、医療機関の充実、そして教育文化の充実、この3点が定住の3大要素ではないかと考えております。こうしたことを考えますと、交通の利便性、矢吹町は県南地方でも屈指の交通の要衝でございます。また、医療機関の充実といたしましても、県立病院があったり救急病院があったり、さまざまな専門医があって、これまた町としてはかなり県内でもトップクラスの充実している町ではないでしょうか。また、教育、文化に関しましても県立の光南高校があったり県立の農業短期大学があったり、また、教育長を初め、小・中学校の教育にも十分力を注いでいる町でございますので、この3大要素がきっちりそろっている町でございます。こうした中での人口減少に対して町長の所感をお伺いするものでございます。

2番目としまして、過去の総合計画の人口目標が未達成に終わっております。第1次が3万人、第2次がちょっと減りまして2万人ということでした。それで、第3次が2万4,000、直近の第4次が同じく2万4,000という目標で、今現在の第5次まちづくり総合計画では1万9,000人ということで今取り組んでおります。過去のことを私はどうこう言うつもりはありません。ただ、過去の実態を検証しないと、今現在の1万9,000を目指している第5次まちづくり総合計画にどう反映していくかということが見えてこないですし、きちっと過去の検証をされていると私は思っていますので、この辺のことをお伺いしてみたいと思うんです。

私なりに、仮につい前の第4次計画で2万4,000人とうたっていますよね。矢吹町の人口が大体平均1万

8,000としますと、2万4,000を目標とした段階で6,000人の人口増を見込んで取り組んだということになりますね。矢吹町の1世帯当たりの数ですけれども、これは第3次総合計画にうたってあるんですが、以前は4.78であったが核家族化が顕著化してきたために4.22とすると第3次計画の中でうたっていて、私もこれ同感でございます。

今現在、核家族化が進んで4.22、約4人ですね。今現在、矢吹町の1世帯当たりの家族構成を4人とししますと、この第4次で2万4,000、いわゆる1万8,000から6,000人の増強を目指したときに、この6,000人を4で割っていただきますと1,500世帯の増加を見込んだわけですよ。1世帯当たり4人ということで計算しますと1,500人の人口増を見込んだ取り組みだったはずなんです。もう一度言いますけれども、もう終わったこととか過去のことはいいんじゃないかということではなくて、きちんと過去の検証をしないと今の1万9,000に向けた動きができないということでは言わせていただきます。

単純に1,500世帯と簡単に言いますけれども、6,000人の増、世帯数で1,500と口では簡単に言いますけれども、今まで矢吹町で取り組んだ分譲地、例えば大久保団地が54戸なんです。54区画。それから三神の白山団地が33区画なんです。それから、ちょうど中間にある文京団地が68区画なんです。中畑地区の大久保団地54、三神地区の白山団地33、その中間の文京団地が68、合計、これ足しますと155区画の分譲を昔矢吹はやったんです。これはこれで大成功で、三神地区、中畑地区、あるいは文京地区にそれなりな世帯が整ったということですよ。この3つ合わせて155ですよ。第4次計画では6,000人の増強、1世帯4人とししますと1,500世帯の増強を目標にしたわけですけれども、くどいようですよけれども、大久保、白山、文京、合わせて155ですから、あれだけの区画の10倍の目標を立てたわけです。

それで、先ほど同僚議員からちょっと企画力に欠けているんじゃないかというような話がありましたけれども、例えば矢吹町、私も長年住んでいまして、これだけ見回しても町なり自治体が1,500世帯の増強をどこに計画したのか、どこにその住宅を張りめぐらせようとしたのか、どういう計画があったのかというのが全く見えてきていません。ですから、これは過去のことですけれども、町は町なりに計画はあったと思うんですが、これは後の野崎町長の答弁に期待しますけれども、少なくとも1,500世帯をふやすということはすごいことなんです。本当なんです。大久保、白山、文京の10倍ですからね。果たしてそれをいつ、どこに、どういう形でつくろうと思ったかという青写真が果たして矢吹町にはかつてあったのかということを含めて、この過去の未達成なことに対してどう取り組んだのか、なぜ達成できなかったのかということに関しまして質問をしたいと思います。

それから、第5次まちづくり総合計画の人口増強の具体的な政策を伺います。

これは第5次まちづくり総合計画で人口増強に対しまして20の政策というのをうたっております。この20の政策をちょっと幾つか、時間の関係があるので幾つか拾ってみます。まず、第1番に、健康のまちづくりを推進します。2番目に、生涯学習によって自己実現ができるまちづくりをします。3番目に、文化とスポーツが盛んなまちづくりをします。4番目に、交流を深め、人と人が結びつくまちづくりをします。5番目に、男女共同参画のまちづくりをします。こういうことがずっと続いているわけです。これはまさしくそのとおりです。私は何の異論もございません。

ただ、第5次まちづくり総合計画で1,000人の人口を増強するに当たっては、ちょっと具体性に欠けるのか

なということで質問をするんです。こういったことを見ますと、どうも教科書的といいますか事務的と申しますか、交流を深め、人と人が結びつくまちづくりをしますという、そのとおりなんでしょうけども、こういうことで本当に1,000人増強ということの具体策になるのかなというような気がするんです。

こういったことから、この20の政策を含めた町長の第5次まちづくり計画に対する人口増強の考え方、方針をお伺いしたいと思います。

それから、2番目です。国や県の復興対策行事などに今年度町はどうかかわっていくのかということでお尋ねを申し上げます。

大震災から3年が経過、県は福島復興を全国に大々的にアピールしたい考えであります。そうしたことをさまざまなマスコミ等を通じてアピールしております。それで、今年度、県内開催の主な行事としましては、5月に東日本実業団陸上選手権が行われました。それから、記憶も皆さん新しいと思うんですが、6月に入って第98回日本陸上競技選手権大会、いわゆる日本の陸上競技で一番大きな大会が初めて福島県で開催された。第98回、歴史と伝統のある大会ですよ。皆さんも記憶に新しいと思いますが、ここに福島千里選手であったり桐生祥秀選手であったり、オリンピックメダリストの室伏広治選手であったり、日本のトップアスリートが福島に、福島の復興、それから風評被害撲滅のために開かれたこの大会に参加してくれて、堂々とあづま総合陸上競技場で福島県の皆さんの熱い声援のもとに頑張って、福島復興のために汗を流して頑張ったわけでございます。

それから、B1グランプリ、いわゆるB級グルメの全国大会も予定されております。それから、昨年のおわき市で行われました女子のプロゴルフツアーに続きまして、ことしは男子プロゴルフ協会が何とか福島の復興、東北の復興、風評被害の撲滅に役立つということで、すぐ近くの西郷村でことし男子プロゴルフツアーの公式戦が開催されます。

そして、大学ですけれども、大学では大学なぎなた選手権。いわゆる大学の競技もたくさんありますが、なかなか大学の全日本の大会が福島県で行われる、これもまた珍しいことです。これは八重の桜に続いて、中野竹子という会津藩の女性がなぎなたの女性軍団を率いて官軍と戦ったというようなこともあって福島の地が選ばれた。そしてまた、なぎなたをやる全国の人たちが福島の復興、風評被害の撲滅に一役買おうということで、大学の本当の全国大会を県内でやるという、これもまた珍しいことなんです。それから、私が再三再四、一般質問でも唱えているとおり、全国レクリエーション競技大会も県内各地で熱い熱戦が繰り広げられる予定です。

こうしたことに対して、県を挙げて、国とか各団体が福島の復興に全力でバックアップしてくれて頑張ろうというときに、矢吹町はどうして、どういった形でこういったものにかかわっていくのか、また寄り添っていくのか、そういったことで町長のお考えをお尋ね申し上げたいと思います。

それから、先ほど申し上げた5月の東日本実業団とか、既に今年度終了した競技とか行事もたくさん、幾つかあるわけですが、こうしたことに対して矢吹町は県や各主催団体との連携とか連絡はどのようにとっているのか。その辺をお尋ね申し上げたいと思います。

3番目に移らせていただきます。

雇用創出と財政再建、そして町の活性化の鍵でございます企業誘致の話でございます。

最近、白河市、石川町、泉崎村、中島村等の近隣の町村が、震災後、誘致を実現しております。そこで質問

です。矢吹町の現在の企業誘致に関する状況と情報をお尋ね申し上げます。

そして2番目、第二苗畑跡地が候補になっている県が進めております工場誘致の現在の進捗状況をお伺い申し上げます。

そして3番目です。企業誘致を含め、西側の再開発のため、今後、上下水道、これは事業用あるいは居住用を含めたこういったライフラインの整備をどう考えているのか。これをお尋ね申し上げます。

以上で、最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

初めに、町の人口が1万8,000人を割り込み、県南地方屈指の好立地、好環境の中、こうした状況をどのように考えるのかのおただしであります。本町は、国道4号と東北自動車道が縦断し、2つのインターチェンジがあることや福島空港まで約20分の距離にあること、新幹線を使えば2時間程度で東京まで行くことができるなど、交通、立地面を見ても、また、豊かな自然との調和や環境面を見ても、そのポテンシャルは高いものがあると考えております。特に、本町は平地が多いため開発に適しており、企業等の集積はもちろんですが、太陽光発電など再生可能エネルギーの面でも民間開発が進んでおり、他の地域に比べ優位性があると考えております。

しかしながら、本町の人口の増減を見ますと、現在の人口は1万8,000人を割り込んでおり、第5次矢吹町まちづくり総合計画で掲げている平成27年度の人口目標1万9,000人を下回っている状況にあります。

震災以前は、財政再建への対応、地域経済の低迷など課題がありましたが、震災以降は、矢吹町復興計画で示す復旧期が終わり復興期に入り、復興需要、再生可能エネルギーによる民間開発など明るい話題がふえてきました。

本町のポテンシャルの高さは、交通、医療、教育、文化がそろっていることを例えて、議員ご指摘のとおり県南地方屈指であり、発展すべき要素を多分に持っており、衆目の一致するところでもあります。復興を確実なものにするためにも、また、自治体間連携によるまちづくりを進めるためにも、本町のポテンシャルを最大限に生かし、人口減少を少しでも食いとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、過去の総合計画の計画人口が未達成に終わっているが、町はどう取り組んだのか。また、未達成に終わった要因は何かのおただしであります。昭和58年に策定しました第3次矢吹町総合振興計画では、計画人口として昭和55年の1万7,578人を平成7年に2万4,000人にする目標を掲げました。第3次矢吹町総合振興計画における未達成の要因としましては、優良企業の誘致や地場産業の振興が進まなかったことが主な理由であります。

また、平成8年に策定しました第4次矢吹町総合振興計画では、計画人口として、平成2年の1万8,642人を平成17年には自然推移による人口として2万600人、開発等による政策誘導として3,400人、合わせて2万4,000人にする目標を掲げました。計画人口に対し、実際の平成17年の人口は1万8,293人となっておりますの

で、計画人口の2万4,000には大きく届かなかったほか、平成2年の計画策定時の1万8,642人よりも人口が減少している状況になっております。

このことは、1つは、自然推移による計画人口2万600人と実際の人口1万8,293人の差、開きが大きかったこと。もう1つは、政策誘導で3,400人の目標を掲げましたが、新町地区や八幡町地区等の区画整理事業等が地元の同意や財政上の理由等から実施できなかったことが計画人口2万4,000人に届かなかった理由と考えております。

一方で、計画人口の考え方につきましては、策定した時代の要請として、例えば、魅力あるまちづくりとして全国的に総花的な計画が多かったことや、補助金等を獲得するためのバックデータとして活用されていたことから、計画人口が高目の設定にならざるを得なかったことも一因と言えます。

このようなことから、次の質問の項目でも詳しくお答えさせていただきますが、第5次矢吹町まちづくり総合計画では、より現実的な計画づくりとして、計画と予算、評価をリンクした目標設定を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、第5次まちづくり総合計画での人口増強への具体的政策についてのおただしであります。第5次矢吹町まちづくり総合計画では、計画人口として平成27年の人口推計1万7,730人を1万9,000人にする目標を掲げており、その達成については実現のための20の政策によって目指すものとしております。

特に、20の政策の中では、子供を安心して生み育てることができるまちをつくり、産業の振興によって働く場があるまちをつくり、人口増加策として大変重要であり、これらの政策は重点政策として位置づけ、具体的には、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業、子育て支援サービス事業、企業誘致促進事業、雇用確保推進事業、若者定住促進事業等を主要事業として目標達成へ向けて取り組んでいるところであります。

人口につきましては、平成26年4月1日現在の現住人口が1万7,946人ですが、平成27年の人口推計1万7,730人よりも多少多い状況となっておりますので、差し引いた分の約200名については政策による効果として各種政策が功を奏したものと推量されます。

また、東日本大震災や原発事故の影響として、町外へ避難している方がいることや、平成23年3月末の現住人口が1万8,063人であったものが平成24年3月末には1万7,869人と1年間で194名ほど減少しておりますので、自然減少以外の影響は大きいものと考えております。

先日、厚生労働省において平成25年の人口動態統計の発表があり、1人の女性が生涯に生む子供の数の推計値をあらわす合計特殊出生率が福島県は1.53で前年より0.12ポイント上昇し、震災前の水準まで戻ったとの報道がありました。

市町村別の公表はされておませんが、平成24年の矢吹町における合計特殊出生率は1.60となっておりますので、平成25年は国の報道の伸び率に合わせて合計特殊出生率が伸びているものと期待しております。子供を安心して生み育てることができるまち、産業の振興によって働く場があるまちは、矢吹町のまちづくりの重点政策でありますので、人口増加策をより進め、各種政策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国や県の復興対策行事などへのかかわりについてのおただしであります。今年度、県内では議員おただしのとおり各種スポーツの全国大会やプロスポーツ競技の大会が開催されます。当町での開催はありません。



んが、可能な限り各種大会において町のPRを実施し、震災からの復旧・復興に取り組んでいる本町の姿を全国に向けて発信していきたいと考えております。

次に、県や各主催団体との連携についてのおたただしですが、本町においても全国大会規模の大会として、近年、ねんりんピックでのゲートボール競技、日本スポーツマスターズのゴルフ競技及び全日本選抜還暦軟式野球大会が開催されました。

今年度、福島県で開催されます全国レクリエーション大会においては、ティーボール競技の開催を目指し福島県レクリエーション協会と協議を行いましたが、開催することはできませんでした。

今後は、県及び主催団体等とさらなる連携・協議を図りながら、情報収集し、文化・スポーツの振興による町民活力の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、企業誘致に関する状況についてのおたただしですが、現在、既存の企業進出適地としては、堰の上地内の矢吹テクノパーク及び北浦地内の福島県矢吹家畜市場跡地等がありますが、テクノパークにつきましては、4月以降数社の引き合いがあり、その都度現地案内等を行っておりますが、進出決定には至っていない状況であります。また、家畜市場跡地についても現在1社が進出を検討している状況であります。

また、さきの角田議員への答弁と重複いたしますが、旧第二苗畑跡地に計画されている県営復興工業団地については、現在、県と町とが一体となり、企業立地課や東京事務所等との共同による企業立地セミナーへの参加や、私みずから個別訪問を行うなど営業活動を展開しておりますが、決定には至っていない状況にあります。

今後は、引き続き県との連携を密接にとりながら、これまでの活動を積極的に実施することに加え、企業信用調査会社の最大手である株式会社帝国データバンクの協力を仰ぎ、進出意向企業の洗い出しやそれに伴う町独自の営業を実施するなど、これまでにない手法で誘致活動を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、西側地区の上下水道の整備計画についてのおたただしですが、本町の水道水の供給状況につきましては、堀川ダムを水源として全体給水量の約90%を、残りの10%を赤沢第3水源と田内地区の西部第1水源及び西部第2水源で賄っております。基本的には、隈戸川から西側の田内地区、柿之内地区、井戸尻地区等は深井戸の西部第1水源及び西部第2水源を水源とし、西部配水池から給水しております。西部地区の水源は、西部第1水源と第2水源を合わせても1日当たり最大で約350立方メートルの取水量しか見込めないため、今後、企業誘致等を含めた再開発の計画が具体的になった場合には給水量の不足が予測されますので、五本松配水池からの配水系統との接続を計画し、水道管路のバイパス化を検討しているところであります。

現在、西部地区の配水系統と五本松配水池からの配水系統の接続点は柿之内橋1カ所であり、隈戸川を横断している水道管はこの1カ所のみとなっております。1カ所のみ接続では将来の給水量の増加や災害時等に対応できないため、鶯橋や館橋等に横断箇所を設け、バイパス管路構築による水道水の安定供給を図る必要があると認識しており、今年度当初より、隈戸川の管理者である福島県県南建設事務所と水道管の河川横断について協議を進めているところであります。協議が調い次第、上水道の整備計画を進めてまいりたいと考えております。

また、西側地区の下水道整備計画につきましては、現在のところ公共下水道地区や農業集落排水の計画区域

ではありませんので、合併処理浄化槽で対応いただく区域に位置づけられております。

しかし、将来の本町の人口対策において西側地区の開発は重要であると認識しており、今後の再開発計画を十分に想定した上で下水道整備計画についても再検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再質問をさせていただきます。

まず、町の人口増強の問題でございます。

具体的に1万9,000にするために20の政策があるということで、その効果も着々と出ておるといような説明でございました。基本的に私もこの20の政策、そのとおりでと思います。何の異論もございません。ただ、一言申し上げたいのは、具体的に申しますと、1万9,000にするということは約1,000人の増強を今現在目指しているわけなんです。この1,000人を増強するということは、先ほどの論法で言いますと1世帯当たりを4人とカウントした場合に1,000割る4で250世帯をふやすんだというような具体的な数字が出るわけです。

それでお尋ねいたします。この250世帯を、1カ所じゃなくても、どういうふうな形で町長はこの矢吹の町内に今青写真を描いて計画しているのか。この20の政策は政策ですばらしい政策でございますが、もっと進んで具体的にこの250世帯、いわゆる1,000人増強、1世帯4人で割りますと250ですから。先ほど申し上げたとおり、この250というのは言葉では簡単に250と考えられますが、もう一度くどいようですが申し上げますよ。大久保団地が54です。白山団地が33、文京団地が68で、合わせて155なんです。あれだけの住宅団地、昔、矢吹はやって、成功をおさめた政策の一つなんです。あれ以上の増強を目指すわけですが、この250を町長はどのような形で、どういった場所に考えていらっしゃるのかを具体的にお尋ねを申し上げます。

それから、2番目の国や県の復興策、さまざまな行事にどう対応しておるのかということでございますが、先日行われた全日本の陸上競技大会、毎日のように新聞で報道されておりました。これを見ますと、あづま総合陸上競技場にそういったブース、にぎわい広場というものを県は設けたと。そこで、新聞によりますと、各地の近隣町村が県産の製品の出展に着々と準備を進めてPRをしようということで、こういった新聞も連日出ております。ただ、残念なこと矢吹町ではこうした動きがなかったということでございます。

ただ、今、町長さんの答弁を聞いて私も納得したわけですが、今後まだまだたくさん国や県、それから各団体が、福島、東北の復興のために着々と福島に来て、福島の復興、風評被害払拭のために頑張ってくれるということですので、そういったことに積極的に私も、矢吹町としてどういった形でもいいですから、商工会とタイアップするなり、JAとタイアップするなり、そういったことをやるべきだと思うんです。まず、町長が具体的に今考えている、町長は先ほどの答弁の中でどんどんそういうのに参画したいということですが、具体的にはどういった形でそういうことに協力、まずは出展とかをしたいのかをお尋ね申し上げます。

それから、3番目の企業誘致の状況、情報は、お尋ねいたしまして答弁ありがとうございました。その中で私が危惧しておりました、この中の3番目の質問の中でも、いわゆる西側開発のためには上下水道のライフラインの整備ということでございますが、今の情報の中でもテクノパークにそういった動きがあると。そして、

第二苗畑にも県としてそういった動きがある。これ両方とも西側に位置するところでございます、例えば第二苗畑の県の動きは着々と進んでいるようでございますが、堀川の水が西側に行っていないということで、せっかく決まりかけた工業団地の実現がこれによってだめになるという可能性も大いにあるわけです。

こうしたことも十分わかっていて、着々と計画を進めるんだという答弁でございますが、これは一日も早く、せっかく今現在打診が来ているわけですから、こういったことで、こういったいい矢吹町の雇用とか町の活性化につながる企業誘致がだめになるということは物すごい財産を失うことですので、具体的にいつごろからこれ着工するのかということをお願いしていただきたいと思っております。でないと、今現在、特に第二苗畑とか着々と動いているわけで、そういったことが明確じゃないとなかなか難しい問題にも展開しかねないので、その辺の答弁をよろしくお願ひいたしまして再質問を終わらせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の人口増強対策、何の異論もないということで一定の理解をお示しいただいたことについては私も一安心でございます。ただ、1万9,000人、これから1,000人余りの増強、鈴木隆司議員の論法によれば、1世帯4人、250世帯必要になると。どういうふうな形で青写真を描こうとしているのかということでございますが、これについては、基本的には、鈴木隆司議員もご存じのとおり、また先ほどの答弁の内容のとおり、矢吹町にはまちづくり総合計画というのがございます。これは、人、子供、暮らし、仕事、支え合い、構想実現のためにといった理念のもとに、20の政策、さらには48の施策、600にも及ぶ事務事業、先ほど言わせていただきましたように、人をふやすための政策に基づいて、そこに施策があつて事務事業がぶら下がっております。さらには、具体的な事業としては、年次別に計画をされたものをそれぞれ議会の中で政策大綱ということでその年の基本的な考え方をまとめて、具体的な内容を皆さんのほうにお示しをしているわけでございます。それらに基づいて町は着々と人口増強対策というものをとってまいりました。

しかし、先ほどもお話ししましたように、自然減もありましょうが、それ以上に矢吹町の場合には特殊な状況ということで原発の状況がございました。22年から23年、そして23年から24年ということで1万8,500人近くいた人間が今は1万8,000人を切ってしまったというようなことがございます。こうした想定外の事態も起きているということについてもご理解をいただきたいと思っております。

では今後どうするのかということでございますが、残された第5次まちづくり総合計画の後期基本計画に基づいて、着々とその事務事業をこなしてまいりたいと考えておりますし、また、平成27年度は第6次まちづくり総合計画の計画準備期間となつて、27年度中には皆様のほうにお示ししていくというような形をとってまいりたいというふうに考えておりますし、今、あわせて都市マスタープランで矢吹町の全体的なバランスのとれたまちづくり、インフラづくりに計画を立てている最中でございます。これらの内容に基づいて町の人口増強対策というものをとっていくわけでございますが、今、鈴木隆司議員からお示しをいただいたさまざまなことも含めて、ご提案もいただきたいと思っておりますし、ご意見もいただくと、そういう機会を設けてまいりたいというふうに考えておりますので、一緒になつて今後の矢吹町の将来像を描いていきたいと考えておりますので、

よろしく願い申し上げます。私もできる限りの手だてはしていきたいというふうに思っております。

次に、日本陸上選手権を例えにとって矢吹町のPRというものを、さらに、大きな大会を矢吹町で誘致すべきではないかというようなことで、その中であって、矢吹の町の中で最近そうした大きな大会が開催されていないのではないかということについては先ほど私が答弁をしたとおりでございます。あわせて、その際に全国大会、県産の農産品が他の市町村では出展されている。矢吹町ではそうしたことをしていなかったのではないかというようなことでございますが、矢吹町の農産品のPR、さらには農産品の風評被害の払拭についてはさまざまな手法がございます。これまでもさまざまな機会を捉えて矢吹町の農産品、矢吹町のPRも含めて、そうしたことで活動してまいりましたし、風評被害についても一定の活動をしてまいりました。

例えば、矢吹町の場合では昨年だけでも三鷹市とのおつき合いの中で住民協議会7回、市民まつり3回、計10回程度、矢吹町の農産品のPR、そして矢吹町の風評被害を払拭するための活動もしてきたということは一つの手法として大いに評価してもいいのではないかなというふうに思っております。このほかにもさまざまな機会を捉えて農産品、さらには風評被害の払拭のために活動してきたということについてもご理解をいただきたいと思っております。

なお、議員のほうから提案があった今後の各種スポーツ大会等の開催についても、先ほどの答弁どおり今後も意を尽くしていきたいと、そのように考えておりますので、さまざまなご意見、ご提案を今後とも鈴木隆司議員には町のほうにお寄せいただくこともお願いをしておきたいというふうに思っております。

テクノパーク、第二苗畑、西側については、先ほど企業誘致等々についての計画の状況については、進捗状況については説明させていただいたとおりでございます。ご心配のとおり、水道水は企業誘致に当たっては大きなネックとなっております。特に食品関連企業は水を豊富に使う。さらには、西郷の信越半導体みたいに、ああした製品を製造する場合にも多くの水が必要になる。そうしたことについて、では今まで誘致の持ちかけがなかったかと、企業誘致の呼びかけがなかったかということになれば、なかったわけではございません。そうしたこともネックになったことも事実でございます。

今後、水道水については、先ほど答弁をさせていただきましたように、十分企業立地に耐えられるような、そうしたバイパス化についてもできるだけ早い時期に工事ができるように考えていきたいというふうに考えておりますが、今の時点については、いつといった具体的なスケジュールをお示しする段階にはないという状況でございますので、わかり次第、計画ができ上がり次第、皆さんのほうにお知らせしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で5番、鈴木隆司議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

5番。

○5番（鈴木隆司君） 再々質問をさせていただきます。

まず、1番の人口増強問題でございますが、まちづくり総合計画の中できちっとそうしたさまざまな検討をしてやっているんだということでございます。まちづくり総合計画、確かにすばらしい計画でございますが、町民の意見、さまざまな意見を取り入れた計画でございますが、事この人口増強問題の件に関してだけは一言

言わせていただきたいんですが、矢吹町は余りにも立地、環境に恵まれ過ぎて、本当に真剣にこの人口増強問題に取り組んできたのかなというような疑問が私の中にあるわけでございます。

先ほど来、同僚議員の質問の中で、町長は前大臣の言葉を引用して、このまま何もしないでいくと520幾つの自治体が消えるんだという説明でございました。まさしくそのとおりで、ただ、直近の約10日前ぐらいにNHKでこの問題を報道したわけです。それを見ていましたら、さらにふえて、このまま何もしない自治体は人口もふえない、雇用も生まれない、産業も発展しないというような、何もしないでいると消えていく自治体は最近の報告では896自治体に及ぶんだというような報道でございました。ですから、これは本当に重要な問題でございます。

ただ、矢吹町は本当に立地、環境に恵まれていまして、余りそういったことに真剣に取り組まなくても自然増があったり、それなりな人口を保ってこられておったのかなということで、実はここにいわゆる第1次振興計画と第2次振興計画の文面を抜粋しておりますので、ちょっと報告させていただきますが、まず、第1次振興計画ですね。増強目標の計画の文章でございます。地理的、社会経済的に見て、今後、地域住民の協力と行政などのこ入れによって人口増強の可能性は十分期待できる。このための施策として、社会的には高等学校の独立など教育、文化の充実を図り、宅地造成を含めた住宅建設など生活基盤の整備を行い、ユウジン企業の積極的な進出を進め、都市機能の集積を図ることによって、若年労働力の定着を図り、白河、郡山地区のベッドタウンとして人口3万人を制定するというのが第1次振興計画なんです。続きまして、第2次振興計画を読みますね。第2次ですよ。地理的社会的に見て……

○議長（諸根重男君） 残り3分です。

○5番（鈴木隆司君） 今後、地域住民の協力と行政のこ入れによって人口増加は可能である。このための施策として、社会的には高等学校の独立と教育、文化の充実を進め、宅地造成を含めた住宅建設など生活基盤を整備し、ユウジン企業の積極的な導入、そして郡山、白河のベッドタウンとして人口2万人を制定すると。3万人と2万人で1万人も違うのに、町の方針が全く同じことを書いてあるわけなんです。

先ほど同僚議員から、本当に具体的な政策ビジョン的なものがないんじゃないかという指摘がありましたが、再質問ですが、くどいようですが、先ほどの1,000人増強を町長は本当に、理想的な20の政策の中の進め方は十分私も理解しておるんですが、ただ、その250世帯を、例えば三神地区、中畑地区なのか矢吹地区の西側なのか、どういう配置で進めようとしているかというような具体的な答弁がないので、本当に事務的とか、しゃくし定規的な発言ではなくて、本当にそういうものがないと矢吹に住みたいという人が来ても、果たして町のどういうところに住めるのだろうかという、白河、郡山地方のベッドタウンとして矢吹に住みたいんだけど、どういったところに住めるのかなと疑問が出てきますし、白河、郡山のベッドタウンということに関しまして、そういった動きが矢吹には果たしてこれまであったのか。そして、これからどうしていくのかということについてお尋ね申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、鈴木隆司議員の再々質問に対する答弁をさせていただきます。

今、町の過去の振興計画に基づいて人口増強対策の考え方を長々とお聞かせいただきましたけれども、町のほうは十分にそうしたことは考えております。ただ、人口増強対策というのは、鈴木隆司議員が言われるように、ベッドタウン、いわゆる建物、ハード面だけを重視してやっていくべきなのかということについては、町が財政再建3カ年計画を立てたときに、十分な反省材料として、借金を繰り返すものではないと、そういうご指摘も受けながら町の方向性を定めてきた経過があったことだけのご理解をいただきたいと思います。

今後は、震災の復旧についても一定のめどがついたと、復興についても一定のめどが立ちます。ですから、先ほど説明させていただきましたように、第6次総合計画の中で、建物だけ、ハードだけを考える、そうしたことも大変重要な視点かもしれませんが、ハードとソフト両面にわたった計画づくりをしながら町が目指す人口増強対策というものを講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で、鈴木隆司議員への再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 以上で5番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

（午後 1時54分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時05分）

---

#### ◇ 薄葉好弘君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告4番、2番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。また、傍聴席の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきます。

まず、最初に農業振興についてございますが、1つ目に、雪害によりましてパイプハウスの対応について質問させていただきます。

2月の大雪の雪害によりまして、パイプハウスの資材購入や撤去費用ですが、補助金の対応が若干遅いというふうなことで、ことしの作付に間に合わなかった方や、あと、これを機にやめた方もいるというふうに思われますが、把握している方々の人数とつくっていたパイプハウスの作付面積、これをお尋ねいたしたいと思います。また、これを機会にやめる方で、国のほうでは生産を途中でやめるという方には撤去費用は基本的には出さないというふうなことでございましたので、補助金の対象外と聞いた部分で実際にはどうなのかをお尋ねいたしたいと思います。

2つ目でございますが、飼料用米の対応について質問させていただきます。

国では、今年度から新たな農政の目玉というふうなことで、飼料用米に数量払いを導入し、最高で反当たり10万5,000円を交付するとしておりますが、町内での飼料用米の作付面積と農家戸数をお尋ねいたします。また、来年度に向けて、町としては飼料用米・飼料イネを所得確保と地域づくりに生かす観点から取り組む考え

があるのかもお尋ねいたしたいと思います。

次に、廃墟と化した旧工場社宅について質問させていただきます。

三神小学校に隣接する廃墟と化した旧工場社宅についてですが、ことし4月にこの旧工場社宅が火事になり、人も住んでおらず、電気、ガスもないということですが、出火原因については不明の状態であります。

この旧工場社宅については、数年前からネット上で矢吹の赤い部屋と呼ばれており、矢吹町の心霊スポットという新たな名所みたいに取り沙汰され、現在も話題になっております。毎年、これから夏の季節にかけて週末の夕方や夜に町外から興味本位のホラー好きの人たちが集まってきており、児童への影響も懸念されます。立入禁止の方策や、廃墟と化した状態でありますので取り壊しも含めた要請が持ち主にできないのかをお尋ねいたします。また、4月のこの火災の出火原因がわかったかどうかもお尋ねをいたしたいと思います。

次に、子ども・子育て支援について質問させていただきます。

まず、1つ目は子育て世帯臨時特例給付金についてですが、消費税率の引き上げに際して、子育て世代への影響を緩和するとともに、子育て世代の消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置が行われますが、まだ対象町民への周知がされておられませんので、町内での対象世帯、児童数と支給時期並びに支給総額についてお尋ねいたします。

2つ目については、矢吹町子ども・子育て会議設置について質問させていただきます。

今回の定例会の議案としても子ども・子育て会議設置条例が上程されておりますが、子ども・子育て支援新制度により、最も住民に身近な市町村が会議を設置して、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園・保育園・保育所などの整備を具体的に進める検討を行うと思われませんが、具体的な実施に向けた取り組みの検討項目についてはどうなのかをお尋ねいたします。

3つ目に、パブリックコメントの募集について質問させていただきます。

子ども・子育て会議による検討協議後に、町としての支援新制度認定に係る基準（案）へのパブリックコメントの募集も実施されると思われませんが、募集の期間や方法等についてスケジュールがわかればお尋ねいたします。

以上3項目について質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、雪害の対応についてのおただしであります。2月の記録的な大雪において、本町はもとより全国的に甚大な被害が発生いたしました。改めて、被害に遭われました農家の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今回のビニールハウス等の倒壊に対する補助事業につきましては、営農を再開することを前提に撤去及び再建費用について助成されるものであります。撤去事業の補助に該当する農家数は111戸で、撤去するビニールハウス等が171棟、被害面積は4万2,313平方メートルであり、事業費が2,238万1,000円となっております。このうち再建事業の補助に該当する農家数は109戸で、再建するビニールハウス等が167棟、面積が3万9,918平方メートルであり、事業費は2億2,416万9,000円となっております。

パイプハウスを再建しないと補助の対象とならないのかとのおただしにつきましては、パイプハウスを再建しない場合であっても、引き続き、露地作物等で営農を再開される農家の方々の撤去費用についても補助が該当いたします。今後、補助事業に該当する農家については、JA並びに共済組合等を通じて把握しておりますので、7月初めには申請方法等についてお知らせをし、被害に遭われた方々の支援に万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、飼料用米の対応についてのおただしであります。平成26年度の経営所得安定対策において、飼料用米に数量払いが導入され、最大で10アール当たり10万5,000円が交付されますが、最大の交付金を受けるためには10アール当たり697キログラム、約11.6俵の収量が必要となります。

なお、町の平均反収547キログラムで試算した場合の交付金の額は8万円となりますが、収量が少なくと交付金の額も減少し、10アール当たり397キログラム、6.6俵以下の場合の交付金は5万5,000円となってしまいます。このように、10アール当たり最大で10万5,000円から最小で5万5,000円と収量により大きな差が生じることとなります。

町内での飼料用米の取り組みは、東西しらかわ農協管内で取り組んでおり、現段階で11戸、作付面積は約18ヘクタールとなっております。白河農協管内では、流通ルートが確保されていないことから飼料用米の取り組みは行わず、昨年に引き続き、備蓄米による制度に取り組もうとしているところであります。各JAでは、それぞれの地域に合った効率的かつ安定的な農業経営を推奨しているようであります。

町としましても、飼料用米と備蓄米のどちらの取り組みが有利であるとは一概に言えないことから、各JAと連携を深め、各地域に合った取り組みや、どの施策に取り組めば所得向上確保につながるのか、農家の皆様へ制度の説明を十分に行い、本町の基幹産業である農業の振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、廃墟と化した旧工場社宅についてのおただしであります。この建物は、神田西地内にある鉄筋コンクリートづくり3階建てで、以前は隣接していた工場の社宅として使用されておりましたが、工場閉鎖後、長期間にわたり無人となっております。現在は、建物、敷地とも町外の個人の所有となっておりますが、管理がなされていない状況から建物及び敷地は荒れており、深夜に不審者が立ち入りしている状況にあります。

そのような状況の中、平成26年4月6日午前10時半ごろ不審火により出火し、一部焼失で消しとめられましたが、今でも出火原因は不明であります。これを受け、矢吹消防署では所有者に対し立入禁止措置等の対策を指導しております。その結果、現在は門扉部分及び金網塀の欠損部分にロープを張り、立入禁止の表示や窓にシートを張るなど一定の対策をとった形跡が見られますが、不審者の侵入を防止するには不十分であると思われます。

この建物及び敷地は私有地、私有物でありますので、町が直接取り壊しや立入禁止措置をとることは困難であります。三神小学校の隣接地であり、また防犯上問題もありますので、所有者に対し、取り壊し、厳重な立入禁止措置をとれるかどうかなどを含めた対応と、建物の管理、敷地内樹木の伐採等の措置などについて要請してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。



教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 2番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、子育て世帯臨時特例給付金についてのおただしであります。平成25年12月5日に閣議決定された好循環実現のための経済対策に基づき、子育て世帯に対する臨時特例給付措置の実施が盛り込まれたところであります。

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられておりますが、子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、給付額は対象児童1人につき1万円となっております。

また、この子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金は、支給要件を満たすいずれかの給付金を支給するものであります。支給要件は、平成26年1月1日を基準日として、平成26年1月分の児童手当の受給者であって平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方が基本であります。これに該当する町の支給対象者は1,403名、対象児童数2,387名、支給総額2,387万円の見込みとなっております。

申請手続きにつきましては、7月上旬に給付対象の世帯に対し申請関係書類を送付するほか、ホームページや広報やぶき7月号に記事を掲載し、周知の徹底を図りながら、学校教育課窓口のほか、郵送による手続を進めてまいります。

支給時期につきましては、申請された内容をもとに審査を行い、審査結果についてお知らせした後になりますので、8月下旬以降、順次支給してまいります。また、給付金の支給に関しましても万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町子ども・子育て会議設置についてのおただしであります。今定例議会において矢吹町子ども・子育て会議の設置条例の議案を上程させていただいており、議員の皆様には審議をお願いしているところであります。

平成24年8月、子ども・子育て支援法が制定され、平成27年度から子ども・子育て関連3法に基づいて本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度について、子供の教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みが整備されることとなっております。

本町においても、今年度から教育委員会に子ども・子育て窓口の一本化の組織体制を構築し、少子高齢化の進行と本町の今後の子ども・子育てに対し、切れ目のない総合的な政策推進の体制強化が図られつつあります。そして、子ども・子育て支援法に基づき、子供や子育て支援に係る計画として、子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）の審議と策定を行う子ども・子育て会議を設置することになるわけであります。

子ども・子育て会議では、子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関係する事業者、学識経験者等の方々の参画のもと、昨年度実施いたしました子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査結果等をもとに、特定教育・保育施設等としての認定こども園、幼稚園、保育園や各種子育て支援事業についてのニーズ量をこの計画に反映させ、本町における地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策実施のための協議を行ってまいります。

そして、これからの認定こども園、幼稚園、保育園の利用定員の設定等や、子ども・子育て支援に関する施

策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を検討するとともに、施策の実施状況等についても調査、審議してまいります。今後も町としましては一層子ども・子育て支援を積極的に支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの募集についてのおただしであります。今定例議会での子ども・子育て会議設置条例につきまして可決をいただきましたならば、速やかに矢吹町子ども・子育て会議の設置を予定しております。

計画策定に向けたニーズ調査結果に基づいて、矢吹町子ども・子育て会議でいただいたご意見等を踏まえた計画素案を10月ごろをめどに策定し、福島県との協議を踏まえて調整した後に、本町の実情に即した矢吹町子ども・子育て支援事業計画を策定する考えであります。

パブリックコメントの実施時期につきましては、矢吹町子ども・子育て会議での議論を踏まえながら、現時点では11月から12月ごろの実施となるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で2番、薄葉議員への答弁とさせていただきますが、冒頭、薄葉議員には大変失礼申し上げました。4番と申し上げましたが2番でありますので、おわびして訂正させていただきます。大変失礼しました。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（薄葉好弘君） 再質問をお願いいたします。

まず、廃墟と化した旧工場社宅についてでございますが、町では持ち主のほうに要請していただいているというふうなことでございますが、先ほどありましたように、4月の火災ですね、原因がまだわからないというようなことで、大変地域住民はああいう建物がある自体で、これから、先ほど私が言いましたように夜な夜なおかしな人らが来て大騒ぎをしているんですね、夜中。そういう状況に、今回4月に出火で火災も起きたというふうなことで大変住んでいる地域の方々も心配しておりますし、小学校に通わせている児童の保護者も大変心配している状況です。

先ほどの答弁の中で、持ち主が消防署の指摘によって立入禁止の札、小さいのが3枚ほど張られておりますが、あとロープを張って、窓枠に緑のシートを上から垂らしたような状態に3カ所なっておりますが、これも以前にやっていたような状態と同じ状態で、何ら変わらないような状態です。この建物も40年以上も前に建築されて老朽化しているということで、耐震性も含めて取り壊していただくのが一番いいのかなというふうに思いますし、完全に立ち入れないような状態にしていただけないとまた同じのかなというふうなことで、できれば取り壊しが無理ならバリケードのようなもので完全に立ち入りできないような措置をとっていただけないかというふうに思います。

立ち入りができると、またネット上で心霊スポットなんていうようなことで書き込みされますし、火事があつたりすると何かオカルト現象でもあったのかなというふうなことで、また変な話題の提供になってしまいますので、そういうような部分で、絶対入れないような措置なり、取り壊しも含めて再度要請をしていただきたいと思っております。

今市市でないですけれども、本当に事件が発生してからでは遅いと思っております。本当に夜ですとか夕方、ちょっと一風変わった人らが来ますから、小学生なり児童の安心・安全のためにも、やっぱりそういうふうな部分

で何とか再度、よりよい環境整備として再度そういうふうな取り壊しを含め、完全に入れないような、そういうふうなバリケードのような柵をきちっと設けていただくか、再度要請していただきたいなというふうに思いますので、ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点ですが、子ども・子育て支援についてのパブリックコメントの方針について再質問させていただきます。

今ほど教育長から、会議が設置されてパブリックコメントまでのスケジュール等のお話もお聞きいただきましたが、このパブリックコメントの募集についてで、ちょっと私のほうからご提案というか質問させていただきたいと思いますが、まず、町外から転入されて来た子育て世代の家族、あと町外から矢吹に嫁いできたお母さん方、こういう方を対象にパブリックコメントを募集するようなことはできないのかというふうなことで質問させていただきます。

やはり矢吹町で本当に子育て支援が近隣の町村よりこういうところがいいところがあるよと、あと、逆にこんなところが劣っているよと。やはり町内にいる方では視点がちょっと狭いと思います。できれば、先ほど言ったように町外から引っ越してきた新しい家族の方の子育て世帯の意見なり、あと町外から大半お嫁さんに来ておりますから、こういう方たちの幅広い意見を取り入れて、まさしく矢吹町で子ども・子育て会議を設置して取り組む姿勢を、もう少し幅広く意見を募集していただきたいなというふうに思いますので、その点についてもご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

この2点についてよろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、薄葉議員の再質問にお答えさせていただきます。

旧工場社宅について地域の住民が不安視をしていると。また、小学生の児童の保護者も不安視していると。事件が発生してからでは遅い。安全・安心な環境をつくってほしい。全く地元の方のそうした気持ちも理解しているつもりでございます。

薄葉議員がおただしのように、現在も一定の対応はしているけれども、前回まで対応していただいた内容と余り変わらないんじゃないかと。したがって、また同じようなことが起きるのではないかということについてもごもっともだというふうに考えております。

今後、町はどのようなことができるかということについても、さまざまな機関と相談をさせていただいております。町としましては、所有者に改善するように、もしくは、できるならば撤去していただくように要望してまいります。しかし、そうした要望に対して何ら措置を講じないということであれば、一定の期間を置いて、薄葉議員がおただしのような対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

ネットについては張りかえをすとか、もしくは建物の侵入路を完全にふさぐ、窓についても進入できないようにふさいで。さらには防犯灯の設置をしたり、ソフト面では見回りを強化する。そうしたことも含めて、さまざまな考えられる手だてをとっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

もうしばらくお待ちいただくこともあわせてお願い申し上げます、再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

○議長（諸根重男君） 教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 薄葉議員の再質問にお答え申し上げます。

私どもも幅広く意見をいただきたいと考えております。そして、全ての町民にとりまして、よりよい計画にしていきたいと考えておりますので、ぜひ町外から転入された子育て世代の方や、町の家族に嫁いでいらっしゃる子育て世代等の方々に対しましても、ぜひご意見をいただくためにパブリックコメントをその方々にも特にかけてまいりたいと思います。ご提言まことにありがとうございました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

○2番（薄葉好弘君） ありません。

○議長（諸根重男君） 以上で2番、薄葉好弘君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 安 井 敬 博 君

○議長（諸根重男君） それでは、続きまして通告5番、1番、安井敬博君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 安井敬博君登壇〕

○1番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

一般行政等につきまして、質問通告書に基づきまして3点ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点目としてですが、仮設住宅等入居者への情報提供についてのお尋ねであります。

仮設住宅もありますけれども、借り上げ住宅としたアパートなどにもお住まいの方もいらっしゃいます。こういった方、今、東日本大震災から3年がたって、本町も復興へと歩み始めたということです。しかし、被災してこの仮設住宅等に住まわれている方がまだおられて、それに対しては町のほうでもアンケートなどの調査をしていただき、希望をとっていただいた結果、52戸の災害公営住宅の建設を進めていただいているというのですが、これについては大変関係者の方々のご尽力には敬意を表したいと思います。

しかしながら、この災害公営住宅への入居希望者の方、実際に仮設や、それからアパートなんかに入っている方なんかからお話を伺いますと、アンケートはしていただいて、それで、どうやらつくっていただくということは決まっているということは知られているようなんですが、全員の方とは言いませんけれども、実際に具体的にいつから入居ができるのかとか、あと、申し込みは実際にはどういう方法でしたらいいのか、また、希望する場所へ住むことができるのかなど、わからないことが大変多いということを伺いました。もちろん町の都市建設課のほうでも担当部署ということでこういう情報提供はされているんだとは思いますが、なかなか高齢者の方とかも多くいらっしゃるということで、その提供方法によってはわかりづらいということがあって、何も知らされていないとか、ちょっとわからないことが多いんですよというお話になっているようです。

仮設住宅からまた災害公営住宅へ移るという時期がいつになるか、こういったことも今後の矢吹町において

の新しい生活設計を立てる上でも、これがわからないとなかなかできないということもありますので、現状で一体どのような情報提供の方法をとられているのかということ、また、避難者の方からも逆にまだまだアンケート後もさまざまな要望が出ると思います。そういったことを集めていただく、こういったことを定期的にやっていたりすることも重要かと思いますが、現在どのようにやられておられるのか、また、今後はこういったことを考えておられるかなどを含めて町長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、子ども・子育て支援制度についてのお尋ねであります。

先ほど同僚議員からも子ども・子育て会議の設置について質問がありましたが、私なりの視点でまたこれ質問させていただきたいと思っております。質問通告書では昨年8月に子ども・子育て支援法が制定されたと書いておりますが、申しわけありません、一昨年ということで、一という字が抜けておりました。

このことが制定されたことに伴って、会議の設置条例、本議会において上程されているわけですが、国の子ども・子育て会議については、保育の担当者、地方自治体、これは矢吹町ではなくて他の自治体等の話として伝わってくるところによりますと、中身がまだまだ不明な点が多いということで、戸惑いや懸念の声が聞かれるということがあります。

具体的に言いますと、例えば、保育の必要量というようなものを一人一人のお子さんや家庭の状況などによってはかって、恐らく今の介護保険制度のようなものになると思うんですけども、ポイントのようなものについて、その方に対して保育に必要なお金が支給される、実際には施設のほうに直接払われるわけですけども、そういったことで必要量をどうやったら認定することができるかというような懸念の声、また、必要な予算がまだ十分確保されていないというような声も聞かれております。

しかしながら、地方自治体の裁量で行える部分というものがかかなりあるということです。そういった点で言いますと、この子ども・子育て支援会議、矢吹町において設置されますと、その中でいろいろとそういったこの町における子供の保育のあり方、教育のあり方についてが検討されるということ、それができるといふことと私は思います。

ただし、その中で保育の必要量が今までと比べて、例えば、その方の家庭の収入等が十分、どれをもって十分とするかというのもまた具体的な尺度をつくっていかないといけないかとは思っています。また、共働きなのか、それとも片方の親だけが働いているのかとか、そういったことによって今まで受けられていた保育が新たな制度のもとでは受けられなくなる、または自費での負担を強えられるようなことも懸念されるのではないかと、そういったことが実際に他の自治体等からも出ているということです。この新制度により、当町での保育施設、子育て世代、また保育を受ける子供たちへの影響がこういった観点でないのかどうか、利用制限などにつながることはないのかなどを含めて、町長並びに教育長のご所見をお伺いいたします。

続きまして、3点目といたしまして、午前中にも同僚議員から同様の質問が出ておりました白河地方広域市町村圏整備組合内に滞納整理部門を設置することについてのお尋ねであります。

そもそも税金は、福祉を初め、行政サービス、教育等も含めて、こういったものの実施には必要不可欠なものであって、納税は国民の義務として位置づけられていますから、悪質な滞納者へは厳正な対処をもって当たることは当然のことと私も考えます。悪質な滞納者というのをまたどういふふうな形で規定するか、そういったこともなかなか難しいことだと思っております。それぞれの個人個人の考えによっては違うと思っております。

また、悪質ではないにしても滞納している方の中には、この間の消費税の増税や年金の支給額の切り下げなどで、また、その他生活困窮などのさまざまな理由によって払いたくても払えないといった住民の方もいらっしゃいます。

このような方々への納税相談などが、同僚議員の中のお答えでもありましたけれども、再度こういったものが実際に実施されるのかどうか。これは私の懸念ではなくて、実際に納税をしている町民の方から、こういったものができたら、今までは町で相談ができたけれども、これからは広域圏のほうに送られたらすぐに差し押さえとかそういったことになるのではないかなどという懸念の声が聞かれております。そういった懸念、当然あると思います。また、滞納整理部門へどのようなケースが送付されるのかということですが、これについても具体的などはまだこれから検討されるということですが、やはり先に規約等で明文化される、そういったことも必要ではないか。それがあってから初めて検討ができるのではないかと私は考えますが、その点につきましても町長のご見解をお伺いしたいと思います。

以上、3点につきましてご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、東日本大震災により、現在も仮設住宅での生活を余儀なくされている皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。また、災害公営住宅の入居開始時期が当初の計画よりもおこなっていることについておわび申し上げます。

さて、仮設住宅等入居者への情報提供についてのおただしであります。平成24年10月に一本木仮設住宅及び矢吹町役場において、仮設住宅入居者、借り上げ住宅等の入居者を対象に、住まいの再建及び災害公営住宅の概要説明会を開催いたしました。

その際、入居希望者にアンケートを実施したところ、16世帯の入居希望があったことを受け、平成25年5月及び6月に、矢吹町全域を対象とした、震災により家屋が全壊、大規模半壊の方に対し個別面談を実施いたしました。さらに、11月には国の支援を受け住民意向調査を実施したところ、最終的に52世帯が入居を希望し、これを受け、矢吹町全体で52世帯の災害公営住宅の建設に向け事業を進めているところであります。

現在、一部の地区において用地が確保されておりませんが、地区ごとの計画戸数、棟の配置、標準プラン等の基本計画を10月ごろまでに決定したいと考えており、その後、速やかに広報紙やホームページ等で計画概要の公表、入居を希望している皆様への入居説明会を実施する予定であります。その後、順次、実施設計完了後に地区別の入居希望者を募り、詳細な間取り、家賃等の説明を行った上で、年内には仮申し込みの申請を受け付ける予定であります。

議員おただしの入居される方々への情報提供につきましては、長期化している仮設住宅での生活を鑑み、今まで以上にきめ細やかな情報の提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子ども・子育て支援制度についてのおただしであります。平成24年8月に可決、成立した子ども・子育て関連3法に基づいて、早ければ平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度は、子供の教育・

保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みであります。これまでの国の少子化対策とは異なる大きな制度改革であり、財源の裏づけが明確になっております。社会保障と税の一体改革の中で、これまで年金、医療、介護の高齢者が主な対象であった社会保障制度の枠組みの中に子育て支援を位置づけ、社会保障を全世代型対応に近づけていることでもあります。

また、これまで国では年間2兆円程度で賄ってきた子育て支援策に対して、消費税を財源として追加的に毎年7,000億円を投じる予定となっております。これは世代を超えて社会全体で子育てをしっかりと支えていこうという考え方のあらわれと捉えることができます。制度の背景には、少子化、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、待機児童等の社会的課題に対応すること、また、社会全体で子供たちの健やかな育ちと子育てを支え、子育てしやすい環境をつくっていくことを目指しており、3法の趣旨は、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するものであります。

今後、国では制度・財源を一元化し一体的に推進していく方針であり、切れ目のない、地域の実情に合わせた支援を計画的に推進できるものと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の保育行政のあり方については教育長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

最後に、白河地方広域市町村圏整備組合内に滞納整理部門を設置することについてのおただしであります。滞納整理部門の設置に関係なく、町ではこれまで同様にきめ細やかな納税相談を行う姿勢は何ら変わることはありません。青山議員の答弁と重複いたしますが、リストラによる収入減少や、やむを得ない事情による場合は減免制度を活用した税負担の軽減を図り、納税が困難な方には生活再建策を提示しながら納税相談を実施しております。

しかし、担税能力があるにもかかわらず、たび重なる通知等に対して無反応であり、納税を約束しても不履行を繰り返す「悪質常習滞納者」及び納税に応じず滞納額80万円以上となった「高額滞納者」については、納期内納税者との税負担の公平性から広域圏の滞納整理部門への移管対象者とするとしております。

なお、無財産、死亡者、生活困窮者、訴訟事案の対象者については、滞納整理部門へ移管できない対象者として明確に区分するため、白河地方広域市町村圏整備組合定例会において、関係条例、規則の制定によって明文化される予定であり、本町ではその内容を踏まえながら、これまでのきめ細やかな納税相談を踏襲する考えのもと、より具体的な基準を明文化する考えであります。

税負担の公平性を確保し、悪質常習滞納者、高額滞納者に対し毅然とした姿勢で厳正な対応を図るため、滞納整理部門の設置についてご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、安井議員の質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援制度についてのおただしであります。先ほどの薄葉議員への答弁と一部重複いたしますが、新制度では基礎自治体である市町村が実施主体となり、特定教育・保育施設等である認定こども園、幼稚園、保育園の利用定員の設定等や各種子育て支援事業について、どのくらいのニーズ量があるかを把握する

ために昨年度実施したニーズ調査の結果をもとに計画を策定し、給付・事業を実施することとなっております。

次世代育成支援対策推進法に位置づけられた矢吹町次世代育成支援行動計画と関連させながら、さらに子育て支援を充実させていくことが重要であります。

議員ご指摘の新制度への懸念についてであります。子ども・子育て支援給付のうち、特定教育・保育施設等の施設型給付、地域型給付の利用者負担は応能負担を基本とした共通の仕組みになり、その水準は国が定める基準額を踏まえ市町村が設定する仕組みとなっております。

また、新制度では、教育・保育給付を受ける場合は子供の年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要となり、3つの区分の認定に応じて施設等の利用先が決まっております。保育園を希望される場合の保育認定に当たっては、保育を必要とする事由、保育の必要量、優先利用への該当の有無を考慮する必要があります。

さらに、年々入所希望が増加している保育園にあつては、今年度の待機児童はおりませんが、新制度においても、ニーズ調査結果に基づき、引き続き保育需要の動向を注視しながら待機児童ゼロを目指す施策等について検討をする必要があります。これらについては、矢吹町子ども・子育て会議で、ニーズ調査の結果をもとに十分な議論とご意見を伺いながら検討してまいります。

次に、地域子ども・子育て支援事業に関しては、市町村裁量であるために、その充実には市町村の格差が心配であるという声があることも認識しております。しかし、それは市町村でそれぞれの特徴を出しやすいという一面もあり、地域に合った子ども・子育て支援事業を策定できるものと考えております。

矢吹町子ども・子育て会議では、本町における潜在的ニーズも含め、サービスの給付・事業の見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ矢吹町子ども・子育て支援事業計画を策定するため、当事者である子育て中の保護者、子ども・子育て支援に関係する事業者、学識経験者等の方々に委員となつていただき、全ての子供に良質な保育・教育の提供の確保に向けた取り組みとあわせて、この機会に子供たちの育ちに関する理解と多様な子育て支援について議論いただき、本町の子育てグランドデザイン、未来設計図を描いてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、仮設住宅等への入居者の方への情報提供については今後充実させていただくということで、10月ですか、これぐらいには実際にまたホームページ等で告知をしていただけるということですが、それも当然やっていただくということで大変ありがたいと考えております。ただ、今実際に私が聞いているのは、アンケートをやった後ですね、今どうなっているのか、進捗がどうなっているのか、そういったことが知りたいということなんです。全員協議会等ではご説明を受けておりますけれども、それぞれの入居を希望する方については、例えば、町の方の職員の負担もあるとは思いますが、1カ月に1回程度、例えば進捗がなくても何かお知らせを配るですとか、それから、仮設住宅で懇談会みたいのを1時間程度開いていただくとか、そういったこ



とで状況をお知らせするとともに、また希望なんかも把握できるのではないかと思います。

実際に聞いている声ですと、アンケート当初は住みたかった場所等も書いていたのが、またその後変わってきたりとか、そういったことも出てきているようです。中心市街地の復興などともあわせた計画として、中心市街地のほうに3棟の仮設住宅を建設するという計画も進んでおりますけれども、JAの跡地のように今用地買収で計画が困難になっている、そういったこともあることで、例えば、また居住を希望する場所等が変わってきている、そういったこともあるという方も何人かおりますので、そういった計画なんかも、これからまた計画を見直すということも大変とは思いますが、用地買収からまた一から進めるということであれば、それは同じようなことでできると思いますので。これは当然居住している方の要望を聞いていただく。聞いていただいた後、できる、できないはまた別のことだと思いますけれども、そういった定期的にお知らせをしていただく。

特に、今どうなっているのかというのがわからないという観点で言えば、進捗がなくてもお知らせをしていただく。また、なかなか計画が決まらなると発表できないようなこともあるとは思いますが、入居希望者の方については、そういったこともしたらよろしいのではないかと思いますので、そういったことをお考えなのかどうかということについて改めてご答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、子ども・子育て支援制度についてですけれども、やはりまだまだちょっと、これから具体的に施策をとっていく会議ができていかないとできないと思うんですけれども、その中で、例えば会議にはどのような方が参加されるかということで、先ほど親御さんも入られる、子育てをされている方も入られる。また、同僚議員へのご答弁の中では、パブリックコメントの募集については町外からの転入者の方、違った視点からの方の意見も取り入れるようなことを進めるということですが、ぜひ、これはやはり定住化とか若者、これから結婚して子供を生まれる若者の方たち、それから子育てをする方たちが矢吹にこれからずっと住んでいくという点では大変重要な施策となりますので、より広く意見を取り入れること。

それから、町の独自の施策で、裁量のできる部分もあるということで、決して待機児童をまたふやすようなことはない、そのためには努力していただけるということは引き続きやっていただけたらと思いますが、ぜひ多くの方が子ども・子育て支援制度に関して参画できるような仕組みをより具体的に進めていただきたいと思います。その点について教育長のお考えを改めてご答弁いただきたいと思っております。

以上2点について、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、安井議員の再質問にお答えさせていただきます。

私からは、仮設住宅入居者への情報提供について答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁で、今後の予定等について、日時について説明させていただきましたが、安井議員のほうからは、よりタイムリーな情報がほしいと。できれば1カ月に1回程度というようなことで、しかも、変更の内容等も含めて、さまざまな情報が変わってくることもあるだろうということも今提案をいただきました。全く私もそのとおりでというふうに思っております。

今、後ろに控えている課長のほうと目で合図したら、オーケーというサインが出ましたので、そうしたことで今後はよりタイムリーな情報を、町からの情報の提供だけではなくて、さらに入居希望者の意見なども聞けるような、そんな場を設定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。そうしたことの実現に向けて今後努力をし、実現させてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

この支援会議につきましては、現在、メンバーといいますか候補として考えている方々については、公私立の幼稚園や保育園の保護者の代表の方、あるいはその教員、そして設置者の代表の方、これは私立といいますかね。それから、学識経験者として大学の幼稚園とか保育園の担当の方などを現在のところメンバーとして、あるいはさらに民生・児童委員の代表の方なども入っていただくというような予定でおります。議員ご指摘のように、幅広くご意見をいただいて、よりよい計画にしていきたいと思っておりますので、できるだけ多くの方々といいますか幅広くこのメンバーに入っていただきたいと考えております。

なお、パブリックコメント等については、先ほども申し上げましたように、さらにまた多くの方々のご意見を伺って、さらによりよい計画に練り上げていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

1 番。

○1 番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございます。

ただいまの教育長の、幅広くこの会議のメンバーに入っていただくこと、検討していただくこと、ぜひやっていただきたいと思っております。

それで、今何うとメンバーの候補としては教育の関係者とか保護者の方ということだと思うんですけども、例えば、保育というのは労働者にとっても重要なことなんです。子供を預けることで働くということが保障されますので、労働環境の整備ということにもつながっていきますので、会議の設置のメンバーのことについても支援法の中では労働者の代表の方というような方々も位置づけていらっしゃると思っておりますので、そういった方、また、ほかにもいろんな環境の方、例えばおじいさんおばあさんですね、そういった方も、昔は子育てというのは、おじいさんおばあさんが息子さん娘さんの子供を預かって育てていたなんていうこともあります。また、お年寄りの方だからこそ考えられる幼児教育のあり方というものもあると思っておりますので、そういった幅広くぜひメンバーに加えていただいたらどうかと思います、その点につきまして教育長のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、再々質問にお答え申し上げます。

支援法の中には、支援会議のメンバーとしてということで例示されている中に、議員ご指摘のように労働者という項目もございます。そして、今、祖父母の方々ということもご意見もいただきましたので、その点についても検討させていただいて、幅広くいろんなご意見をいただきたいというふうに思います。そしてまた、委員の数が多ければ多いほうがいいのかというと、それもまた難しい問題も出てまいりますので、十分に入らないといえますか、そういう場合にはパブリックコメントを積極的に求めまして、先ほど薄葉議員からもご指摘いただいたように、そういうような形でご意見をいただくということも検討しながら、今、安井議員からいただいたメンバーについても検討させていただいて、よりよい計画にしていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○議長（諸根重男君） 以上で1番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本日の一般質問は打ち切ります。

本日の会議はこれで閉じ、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時08分)



平成26年6月17日（火曜日）

（第 3 号）

## 平成26年第380回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成26年6月17日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第44号・第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号

請願第1号

陳情第2号・第3号・第4号

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君
9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 野崎吉郎君 副町長 渡邊正樹君

教育長 栗林正樹君 企画経営課長 阿部正人君

総務課長 藤田忠晴君 税務課長 三瓶貴雄君

町民生活課長	会 田 光 一 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	佐 久 間 一 幸 君	都市建設課長	福 田 和 也 君
上下水道課長	小 針 良 光 君	教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小 峰 光 君
会計管理者 兼出納室長	井 戸 沼 寿 量 君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	梅 原 喜 美 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水 戸 邦 夫	主任主査兼 次 長	角 田 哲 也
--------	---------	--------------	---------

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんおはようございます。ご参集まことにありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、12番、吉田伸君よりおくれる旨の届け出がありましたのでご報告いたします。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（諸根重男君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に続きまして一般質問を行います。

---

◇ 大 木 義 正 君

○議長（諸根重男君） 通告6番、8番、大木義正君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さんおはようございます。

今定例会の一般質問も私で最後となりました。最後ということで、質問が同僚議員と重なる部分もありますが、私なりに質問させていただきたいと思っておりますので、答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、町の人口減少に歯どめをとということで、町の考えをお伺いします。

先ごろ厚生労働省が公表した2013年の人口動態総計で、出生数、生まれた子供の数が過去最少を更新したと報じられました。このため、政府は、日本の人口1億人以上を目標に、少子化対策に本腰を入れる構えで、さらに各自治体においてもさまざまな取り組みを展開しておりますが、前途は多難だとありました。

2013年の全国の合計特殊出生率は1.43で、前年に比べ0.02ポイント上昇しているものの、出生数は過去最少の102万9,800人、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は23万8,632人で過去最大となり、人口減少の流れが加速しており、今後も少子化は進んでいくものと予想されております。福島県も人口の自然減はマイナス9,067人と11年連続の減少となっており、矢吹町も平成25年度はマイナス32人と国や県と同様に人口減少の傾向にあります。今後、いかにして人口の減少を食い止め、できることなら増加傾向へ流れを変えていけるか、今後の町の政策によっては方向性が大きく違ってくるものが予想されます。

今回は、特に次の4点について町の考えをお伺いします。

1つ目は、婚活を目的とした男女の出会いの場を、町が主体性を持って取り組むべきではないかと考えます。一昔前の矢吹町でしたら青年会があり、中央公民館を中心とした青年学級や各種サークルがあり、青年会や各種サークルが矢吹町青年団体連絡協議会、略してY協としてイベントを企画したりして、町内・町外の男女が集う機会が多くありました。その中で出会いがあり、結婚するカップルが数多くあったと記憶しております。



また、世話好きのおじちゃんおばちゃんという人が身近にいて結婚を後押ししてくれていました。最近、時代の流れか人の心の変化かわかりませんが、男女が集うサークルや団体も少なくなり、世話をしてくれる人もいなくなりました。逆に、インターネットの出会い系サイトなどを利用して、簡単に知り合っただけで事件になるケースも目立ってきております。こんな時代だからこそ、町が主体性を持って独身男女の健全な出会いの場を提供して婚活を後押しすべきと思うが、町の考えをお伺いします。

次に、子供を生み育てられる充実した環境づくりについてお伺いします。

私は、1年半前の2012年12月議会の一般質問で、安心して子供を産んで育てられる町を目指して、産科と小児科をあわせ持つ病院を町に誘致してはどうかという提案をさせていただきました。今もその考えに変わりはありませんが、このことについては時間も必要と考えますので、あえて今回は触れませんが、今後とも実現に向けて努力をしていただきたいとお伺いしておきます。

今回質問したいのは、現在取り組んでいる出産や子育てに関する支援の内容と、今後、より充実した支援を考えていくのかお伺いします。

次に、若者定住促進事業についてお伺いします。

この事業は、町独自の事業として、若い人が住宅を取得したり建てたりしたときに固定資産税相当額の補助を受けることができる事業として大きな効果があり、活用されてきました。今後もぜひ継続してほしいと思います。加えて、今以上に若い人が矢吹町に住んでもらえるような魅力ある特典を新しく追加していくべきと思うが、町の考えをお伺いします。

次に、Iターン・Uターンなどの移住者を受け入れることも人口減少を食い止めるための効果的な方法だと考えます。今、田舎に移住したいと希望している人も少なくありません。移住先を探している人たちに矢吹町のよさをアピールして、候補地に選んでもらえるような受け入れ体制を整備していく必要があると考えます。

例えば、借家を借りて田んぼや畑仕事をしたい人、あるいは空き店舗を借りて商売をしたい人、自然豊かな場所でのんびり過ごしたい人、希望は人それぞれ異なると思います。どんな問い合わせにも即対応できるように、貸し出し可能な空き家、貸し家、空き店舗、田んぼ、畑などデータベース化しておけば、移住希望者の期待に応えられると思います。さらに進化させて、町で提案して呼びかけるくらいの積極さを今後期待したいと思いますが、町の考えをお伺いします。

次に、高齢者に生きがいを持っていただく取り組みについてお伺いします。

日本人の平均寿命が延びて、少子高齢化に拍車がかかっていますが、矢吹町においても70代、80代になっても農作業に精を出したり、毎日ウォーキングをしたり、温水プールに通ったり、シルバー人材で仕事をしたりと元気な高齢者がたくさんいらっしゃいます。さらに、我々も含めて高齢者予備軍の人口は減っておりませんので、ここ何十年かは高齢化社会は続くと考えられます。そこで、高齢者の皆さんにより一層の生きがいを持っていただくために提案したいと思います。

それは、町内にある耕作放棄地を、作物をつくれる状態に戻して、果樹を植えたり野菜をつくったりしてはどうでしょうか。水の便のよいところなら魚やエビの養殖場として使えるかもしれません。また、農家が遊ばせている遊休農地を借りて、野菜や花をつくることも提案したいと思います。老人クラブ、寿大学などに呼びかければ人手は幾らでも集まります。

毎日、朝から晩まで働く必要はありません。自分の好きなときに、みんなで手分けして作業をすればそれでよいと思います。市場に出荷しなくてもいいと思います。収穫した農産物は、市場価格より格安に町内の学校給食や病院の食事、町内に数多くある施設などの食材として使ってもらえば、学校や施設にとっても経費の削減になり、新鮮な食材を使うことができます。高齢者の方も、自分たちが栽培したものが町内で消費され、役に立っていると思うことで生きがいが出てくると思います。

毎日の収穫の手伝いは、グループホーム、障害者施設など施設を利用している人や施設に入っている人に手伝ってもらっても考えられます。100%食材を納めようなんていうことは考える必要はありません。今まで活用されてこなかった耕作放棄地や遊休農地を使って、高齢者が生きがいを求めて農作物をつくり、それを町内で食材として使ってもらうことで町の活性化につながっていくと確信しております。この流れがうまく機能すれば、金銭では換算できない価値を生み出すと私は考えます。

高齢者が生産したものを学校、病院、施設が食材として使う。そこで出た廃棄食材を肥料にして農地に戻す。地域内で循環させることで運賃、燃料費が削減される。高齢者はもちろんのこと、それを手伝ってくれる人も含めて生きがいが増加し、学校や施設の食材費が安くなり、利用者は新鮮な食べ物を食べることができる。利益の分配を町内で利用できる地域通貨にすれば、町内に還元され、町の活性化につながる。こういう仕組みを平成28年度からの第6次まちづくり総合計画に取り入れていってほしいと思いますが、町の考えをお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さんおはようございます。

8番、大木議員の質問にお答えいたします。

初めに、町の人口減少に歯どめをとのおただしであります。出会いの場についてであります。現在、白河市及び西白河郡4町村において、平成17年度から「出会い・ふれあいの会」として年2回イベントを開催し、平成25年までに160組のカップルが誕生しております。このうち町内の方が14名となっており、中には結婚まで至った方もおります。

希望者を対象に、話し方講座や身だしなみ講座を実施し、男女の出会いの場として、参加しやすい環境づくりに努めながら、一組でも多くのカップルを誕生させることを目的に実施しております。

矢吹町独自の出会いの場につきましては、以前、矢吹町商工会主催で実施した経緯はありますが、参加者数が少なく、逆に同じ町内だと参加しにくいなどの話も伺っておりますので、参加者の意向も踏まえ、関係機関と相談しながら今後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子供を生み育てられる充実した環境づくりの町の考えについてのおただしであります。我が国の少子社会の現状としましては、合計特殊出生率が平成17年に1.26と過去最低を更新しましたが、平成24年には微増とわずかながらも改善は見られるものの、1.41と依然として長期的な少子化の傾向が継続しております。本町においては、平成17年に1.53、平成24年で1.60と国の水準より高い数値を示しておりますが、人口は減少傾

向であり、子供を生み育てられる充実した環境づくりは、これまで以上に積極的に対応しなければならないと認識しております。

これまでの子育て支援事業としましては、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業や第2子以降の子を出生した場合の子育て出産祝金、子育て相談や子育て中の親子同士の交流の場として子育て支援センターの設置、育児に係る支援活動としてファミリーサポートセンターの開設、共働き家庭や留守家庭の下学年児童に対し放課後児童クラブ事業を実施してきたところであります。

また、共働き家庭の増加や就労時間の多様化に伴い、保育園等に子供を預けたいと考える家庭が増加しております。町としましては、お母さんが働きやすく、安心して子供を預け働けることができる環境づくりや、保育園と幼稚園での安全対策とあわせた延長保育や預かり保育等の拡充を図ってきたところであります。

さらには、議員おただしの、子供を生み育てられる充実した環境づくりにつきましては、人口増加対策として、若い子育て世帯を矢吹町に呼び込むことや子育て世帯の転出を防ぐこと、出生数をふやすことや婚姻率を高めることなどに絡めた子育て支援や保育サービスのさらなる充実を図ってまいります。

今後は、町独自の特色ある子育て世帯に対する支援や、子を持つ親の声やアンケートの意見等を反映させ、子育て世帯のニーズを踏まえた政策を検討し、町の子育てにおける基本目標である「地域の宝として子どもをみんなで育て、子どもたちが心豊かに成長するまちをつくります」を実感できる町を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、若者定住政策についてのおただしであります。本町における若者定住政策の一つの事業として、平成19年4月より実施している若者定住促進助成金交付事業があります。

本事業は、矢吹町における若者の定住を支援し、活力に満ちた地域づくりを推進するため、本町に10年以上定住する意思があり、かつ平均年齢40歳以下の夫婦を対象にしております。初年度から平成23年度までの5年間は単独事業として、助成件数152件、助成金額3,644万7,000円の交付を行っております。また、平成24年度からは、国の社会資本整備総合交付金事業の地域住宅政策推進事業の採択を受け、若者定住支援助成金交付事業としてこれまで同様の事業を実施しており、平成25年度末までの2年間で助成件数74件、助成金額3,147万5,000円の交付を行っております。このように、平成19年度以降、継続的な若者定住推進に向けた助成金交付事業を実施し、総助成件数226件、総助成金額6,792万2,000円の交付を行っております。

議員おただしの、より一層の支援についてであります。現制度は平成28年度までの継続事業であり、制度改正は平成29年度以降となりますが、年齢要件等の緩和等、事業の拡充の必要性については十分認識しております。

人口減少が予想される中、定住化推進は急務であり、今回おただしの各種施策との連携を図りながら、定住化、特に住宅関連の支援策について、先進地の事例調査も含め十分に検討してまいりたいと考えております。本事業は、特に子育て世代に対する支援であり、次世代を担う若者や子供たちが行き交う、活気あふれるまちづくりに大きく寄与する事業であると考えております。今後も広報紙やホームページ等による本事業のPRを図るとともに、各種団体への働きかけも含め、助成対象者の増加及び定住化の拡大を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、Iターン・Uターンの受け入れ政策についてのおただしであります。一般的に地方出身者が都会暮

らしを経た後に地元へ帰還する方をUターン、都会出身者が田舎暮らしに憧れ地方へ移住する方をIターンと呼称いたしますが、現在、人口1万8,000人を割り込んだ本町にとって、こうした本町への移住を希望される方々の受け入れ体制を確立することは重要な政策課題の一つと認識しております。

これまで本町では、移住希望者を対象に東京で開催されているふるさと回帰フェアや、FIT協議会主催によりサンシャイン60で開催された物販フェア等に参加し、本町の魅力をPRしてきたほか、白河地方の市町村が設置している、UターンやIターン情報を発信する団体、NPO法人白河ふるさと回帰支援センターにより、各種イベントや当該団体が運営するホームページ等により周知しております。今後は、議員おただしのとおり、移住希望の方々に情報を積極的に発信できるよう、あっせんできる空き家、農地等の情報を整理するなど町独自の取り組みを展開し、人口減少の抑止を図ってまいります。

将来のまちづくりを考える上で、人口減少は大きな問題であり、平成28年度から新たにスタートする第6次矢吹町まちづくり総合計画では、この問題について多方面から検討を加え、重点課題として人口増加へ向けて対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、耕作放棄地の活用についてのおただしであります。日本の耕作放棄地は40万ヘクタール、滋賀県とほぼ同じ面積に達しております。本町においても、全体農地面積3,111ヘクタールのうち耕作放棄地の面積は113ヘクタールで、率にして3.63%を占めている状況にあります。

耕作放棄地の具体的な解消方法として、耕作放棄地再生利用緊急対策により荒廃した農地の解消に努めているところでありますが、議員おただしのとおり、高齢者等の生きがいつくりという観点からも、町内の学校や介護施設、病院等の民間企業活動等との連携による販売ルートを確立するなど、新たな耕作放棄地解消の取り組みについても検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で8番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（諸根重男君） 暫時休議します。

（午前10時25分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午前10時28分）

---

○議長（諸根重男君） 再質問はございませんか。

8番。

○8番（大木義正君） それでは、順を追って再質問させていただきます。

初めに、出会いの場は4町村で現在、出会い・ふれあいの会というものを実施している。それは私も承知しております。実際に参加した人にも話は伺っておりますが、なかなか、逆に言うと、町内だけでやるとみんな知っている人も来るから難しいというような町長の答弁でありますけれども、逆に、広域でやっているから、ちょっと恥ずかしい人はなかなか勇気がなくて行けないという話も逆に聞きますし、一番いいのは、例えば周りの友達と気軽に参加できるくらいのお会いの場が一番いいのかなと、なかなか難しい部分もありますけれども。

それで、町内だけで男女を集めるという方法も一つですけれども、例えば、時には町内の男子だけで、あとは首都圏の女性を募って、矢吹町を知ってもらうという形で来てもらって出会いの場を設けるとか、そういういろんな工夫をすれば、もっとこう、なかなか恥ずかしくて、そういうのに出たいんだけど、白河のほうとか一緒にそっこのほうまで行ってはなかなか行けないという方もいるので、その辺を考えてもらえるのかなと思います。

よそのところでは、例えば、みんなそういう独身男女に登録してもらって、ウェブサイトとかを開設して、イベント情報とかそういうのをメールマガジンとかで無料配信している、そういうところもありますし、あとはボランティアでいろいろ男女を、全体じゃなくて個人個人で引き合わせるような事業をやっているところもありますので、その辺ひとつづつ工夫してもらって、まずは少子化対策の一つは、やはり結婚してもらう、結婚して矢吹町に住んでもらうというのも大きな初めの一步なんですから、その辺も考えていただきたいと思います。

あと、子育て支援、今、矢吹町もいろいろ取り組んでいただいていますので、私もそれは十分評価しておりますが、例えば、今、第3子以降幼稚園・保育園無料化事業やっていますけれども、今年度の当初予算は138万円なんですよ。例えばこれを第2子から無料化すればどのぐらいの予算が必要なのかという、もし試算があればそれも教えていただきたい。あと、例えば2歳くらいまでのお子さんに対しては紙おむつの支給をするとか、あと出産祝金は、今、第2子以降1人5万円という形で支給していますけれども、この辺は、例えばこの5万円をもっと上げた場合予算的にどうなのかと、もしできるんだったらそういうのも考えるべきだなと思います。

地域少子化対策強化交付金というのが創設されたと聞いていますから、それはかなり幅広く結婚・妊娠・出産、あとは婚活・結婚相談、それに使えるというのを伺っていますから、そういう地域少子化対策強化交付金、その辺を利用すれば、もっと今以上に支援ができるんじゃないかと思うんですけれども、その辺もし、例えばそれを今利用して矢吹町はやっていますとか、その内容はこうですという、もしわかれば教えていただきたいと思います。

さらに、最近の新聞を見たら、来年4月から政府のほうでは子ども・子育て支援新制度を導入したいというふうに発表していますので、その辺もぜひ活用して、より充実した出産・子育て支援をお願いできればと思いますから、その辺のお考えをお伺いします。

あと、若者定住促進事業、確かに今現在の事業は私も十分に評価しています。ただ、これはあくまでも住宅を建てたり取得したりした場合の支援事業なので、矢吹町に住みたいといって自分の住宅を持たなくたって、アパートとかに夫婦で住む人もいると思うので、例えば矢吹町に住んで1年以降に、例えば1年に1回、町の特産品の詰め合わせを5年間にわたって送るとか、そういうことも考えれば、矢吹町に住むとそういうのももらえるんだというようなのがあれば住む人が多くなるんじゃないかなと私なりに思っているんですけれども、そういうような今まで以上の定住促進事業を考えていただきたいと思います。

矢吹町の出生数もデータで出していただいたんですけれども、25年度は145人ですか、生まれた子供の数。私が2年前に質問したときに答弁いただいたときは160人だったんですね、出生数。だから、もう2年間で15名くらい、やはり生まれてくる子供が少なくなっているというのが現状だと思うので、町の場合でも。だから、

やはり若い、子供を生み育てる人口をいかにして多く矢吹町に呼び込むかというのも大切なことではないかと思えます。

あと、Iターン・Uターン、移住希望者を矢吹町に来てもらうべきじゃないかということでは、これはNPO法人が、新しく起業というか自分で仕事をやりたいという若者を対象に行った意識調査というのがあるんですけども、それによると5人に1人が農業や漁業といった1次産業に挑戦したいということが出ています。これはIT産業を興したいという人の2倍以上の数だということで、やはり若い人でも自然に触れ合う仕事とか、人間のきずな、人情がある、こういう農業とか漁業とかという、そういう1次産業を目指している方もかなり多いということがわかりますので、ぜひその人たちを矢吹町に来ていただいて、人口の減少を食い止めていただければと思いますので、先ほど伺ったら東京とかそっちのほうで矢吹町のあれもPRしていると伺いましたけれども、そういう機会をもっとふやして、ぜひ、若者ばかりじゃないですけども、チャレンジしていただける方を矢吹町に呼び込んでいただければと思います。

今、まちなか再生事業をやっていますけれども、その中の、きのうも答弁でありましたけれども、空き店舗対策、チャレンジショップ、そういうのも一つの方法じゃないかと。格安で貸して、いろんなチャレンジショップに挑戦していただく、そういうことも矢吹町として発信して希望者を募るべきじゃないかと考えます。その辺のお考えをお願いします。

あと、耕作放棄地とか遊休農地の活用ということで、各都道府県も含めたほかの自治体の例を見ると、例えば乳牛の放し飼いをやって、耕作放棄地を無料で借りて、そして餌も飼料作物というか、買ったものは一切やらないで、耕作放棄地に放して、そして乳だけ毎日搾ると。ただ、じゃ牛乳の味が悪いのかということ、逆に味が悪くなくて、クマザサでも草でも何でも食べるので逆に味がよくて、また毎日の味が違う。それを売りにして、一般の牛乳の5倍の価格で売っているというところもあります。

あとは、空き家をデイサービスに利用して、そのデイサービスに通ってくるおじいちゃんおばあちゃんが、自宅で自分たちが食べる分だけの野菜をつくっていたけれども、本当はもっと幾らでも、食べてくれる人がいればつくるといって話を聞いて、じゃ、いっぱいつくってくださいといって、その施設の利用者に野菜を多くつくってもらって、その施設で利用する。そしてまた、つくってもらったお礼として地元のレストランとかそういうところで使える地域通貨として渡すと。そして、じいちゃんばあちゃんが時々家族とご飯食べたりという、そういう、地域でいろいろ利用して、また活性化するという、その辺をぜひ、私が先ほど言ったように第6次まちづくりにそういう形のをぜひ入れていただきたいなと思っております。

そういうことで再質問をお願いします。

○議長（諸根重男君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

すばらしい考え方をご披露いただきまして、ありがとうございます。一つ一つ大変興味深く聞かせていただきました。できる限りの、内容等について吟味をしながら、この後、今すぐできるものは今すぐに、また、来年、そして第6次まちづくり総合計画で取り上げられるものについては取り上げていきたいと、そのようなこ

とをまずもって大木議員のほうに答弁をさせていただきたいと思います。

出会いの場でございますが、先ほどの答弁の中で、町内で実施したことがあっても、町内だけだとちょっと気恥ずかしさみたいなのがあってなかなか参加者がいなかったということでございますが、さらに広域ではどうなのかということになれば、今度は遠くてですね、全く顔見知りではないということで、そういう人たちはどちらかという引込み思案な方が多いということも考えられて、そうした場所に参加する勇気が出ないのはもっともだというふうに思っております。

気軽に参加できるような形、例えば町内の男性と県外からの女性、そうした取り組みをされている地域もありますので、今後はそうしたことも含めて、どうすれば集まりやすくなるのか、そして参加者が多くなるのか、気軽に参加してもらえるのかと、そんな視点でこの出会いの場、町独自のもの、さらに、今、管内の町村で実施しているところにもそうした視点も取り入れていただくように要望しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

子育て支援策、人口減少対策ということで多くの意見をいただきました。一つ一つちょっと簡単に答弁をさせていただきますが、非常に大切な視点だろうというふうに思っております。町もそうしたことについては十分認識しておりまして、平成26年度からは、今まで保健福祉課と教育委員会と別々に行っていた子供に対するさまざまな事業を1つの箇所で開催していこうではないかということで、教育委員会に子育て支援室をつくらせていただいたことについてはご案内のとおりでございます。そうしたことで、町も子育て支援、人口増強策ということで、そんな視点も取り入れながら、そうした子育て支援室もつくらせていただいたことを、ご理解をまずもってさせていただきたいというふうに思っています。

第3子以降について、現在、第3子以降の幼稚園・保育園は無料化、第2子は半額、それで予算としては約138万円ということでございますが、提案として、第2子以降全て無料にした場合というような、そんなご提案でございますし、それを実施した場合の試算があればということで、今ほど資料をいただいたわけでございますが、もし第2子以降を無料化した場合は、対象者が第2子で161名、合わせて2,151万8,400円。161名で2,151万8,400円、これぐらいお金がかかるということで、10倍以上お金がかかるというような試算が出ております。

ただ、これらについては非常に大切な視点でございますので、どの時点で実施できるかも含めて考えていきたいというふうに思っておりますし、それ以外にもどんなことができるか、例えば2歳まで紙おむつの支給なんていう、そんな提案もございましたが、それ以外にもどんなことができるか考えていきたいというふうに思っております。

なお、また、出産祝金についても、第2子以降については矢吹町の場合には現在5万円を支給しているわけでございますが、これらについては増額を検討していただけないか、なおかつ国のほうで地域少子化対策強化交付金を活用した主な事業ということで、こちららも資料が載っているんですが、交付金事業では今のところないということだけご理解いただきたいなと思っております。さまざまな相談や講座などを利用していただく、そんな事業になっております。ただ、私も新聞のほうで読ませていただいたんですが、国のほうでは第3子以降に対する新制度も新たな事業ということで、政策ということで出ておりますので、こうしたものについての活用については積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思

ます。

いずれにしても、出産祝金については5万円が多いか少ないか、その議論は必要だというふうに感じております。中には、極端な例では、いろんな専門家の話によれば500万円を第3子以降出すことによって、さらに1,000万円以上出すことによって人口が大きく伸びるだろうというような、そんな専門家の意見もございまして、そうしたことは十分に考慮しながら、今後、増額も含めて検討していきたいというふうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、若者定住促進、これについても提案をいただきました。単なる住宅の建設ではなくて、アパートに住んだ場合の手当も必要じゃないかということで、矢吹町は今現在、町営住宅に住めない方については、アパートにシフトした場合に家賃補助をしておりますが、今改めて夫婦の方に対する支援というものが無いのかと、また、それを拡大すれば単身世帯に対する世帯というものも大木議員の視野の中には入っているのですが、そうしたことも含めて、今後、町としてどうしたことができるかについても考えていきたいというふうに思っております。

出生数については、ある一定の時期を捉えて2年間で15人ということですが、今現在、ずっと見ていくとほぼ横ばい、でも少子化についての傾向は否めないということでございまして、これらについての数のきちんとした把握、数を的確に把握して推計していくことで、さまざまな子育て支援、人口増強対策が図られるんだろうということございまして、この数については今後も十分に注視しながら、この数を意識しながらまちづくりを進めたい、子育て支援対策をとっていきたいというふうに思っております。

Iターン・Uターンについては、矢吹町も今まで事業として掲げながら取り組んできた経過がございまして。取り組みの事例としては、先ほど答弁で話をさせていただいたとおり、ふるさと回帰支援事業に町の産品をもってPRをしたりとかしていたんですが、なかなか効果が出ない。したがって、先ほど提案いただいたように、町としてきちっと空き家等の把握しながら、さらには、そういう仕組み、システムづくりもきちっとして、データベース化を図りながら考えていきたいというふうに思っております。

多くの方が1次産業、ふるさとに魅力を感じているということについては町としても十分認識させていただいているところでございまして、この後、国とか、さらにNPO法人白河ふるさと回帰支援センター、そうしたものも参考にしながら、町独自の対策もとっていきたいというふうに思っておりますし、空き店舗対策については、今後も前向きに取り組んでいく事業ということで町の事業の中に位置づけさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

耕作放棄地についてもしかりでございまして。110ヘクタールの耕作放棄地がある。これをこのままにしているのかということで、実は町の農業委員会でも、この耕作放棄地の対応についてはとっていきたいということをやっているんですが、なかなか数的な問題も含めて思ったような効果が上がっていない。しからばということで、老人クラブの支援を受けてはどうかと、そういうことがございまして、これらについてもお年寄りの活用も含めて考えていきたいというふうに思っております。その最たる例が「葉っぱビジネス」で大成功している地域もないわけではございませんので、もう少し町としても力を入れなくてはいけない事業だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上、抽象的な答弁になった部分もございまして、私からの8番議員に対する再質問の答弁とさせていただきます。



きます。

○議長（諸根重男君） 再々質問はございませんか。

○8番（大木義正君） ありません。

○議長（諸根重男君） 以上で8番、大木義正君の一般質問は打ち切ります。

これで通告のありました一般質問は全部終了いたします。

これにて一般質問は終結いたします。

ここで暫時休議いたしたいと思えます。

（午前10時51分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午前11時01分）

---

#### ◎総括質疑

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより町長から提出されました議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

#### ◎議案・請願・陳情の付託

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案、請願、陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第47号については、8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第48号、第49号、第50号については、7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第44号、第45号、第46号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、6月6日までに受理した請願、陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管する常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（諸根重男君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力お願いいたします。

本日はまことにご苦労さまでした。

（午前11時05分）



平成26年6月23日（月曜日）

（第 4 号）

## 平成26年第380回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成26年6月23日(月曜日)午後1時開議

日程第1 推薦第1号 矢吹町農業委員会委員の推薦について

日程第2 議案第44号・第46号

審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決

日程第3 議案第45号

請願第1号

陳情第3号

審査結果報告 文教厚生委員長 質疑・討論・採決

日程第4 陳情第2号・第4号

審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決

日程第5 議案第47号

審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決

日程第6 議案第48号・第49号・第50号

審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決

#### 日程追加の議決

日程第7 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 発議第4号 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書(案)

日程第9 発議第5号 さらなる年金削減の中止を求める意見書(案)

日程第10 発議第6号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)

日程第11 閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 議員の派遣について

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(16名)

1番	安井敬博君	2番	薄葉好弘君
3番	加藤宏樹君	4番	佐藤幸市君
5番	鈴木隆司君	6番	青山英樹君
7番	竹元孝夫君	8番	大木義正君

9番	熊田宏君	10番	栗崎千代松君
11番	角田秀明君	12番	吉田伸君
13番	柏村栄君	14番	藤井精七君
15番	鈴木一夫君	16番	諸根重男君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	企画経営課長	阿部正人君
総務課長	藤田忠晴君	税務課長	三瓶貴雄君
町民生活課長	会田光一君	保健福祉課長	泉川稔君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	佐久間一幸君	都市建設課長	福田和也君
上下水道課長	小針良光君	教育次長兼 学校教育課長 兼指導主事	小峰光君
会計管理者兼 出納室長	井戸沼寿量君	生涯学習課長 兼中央公民館 長	梅原喜美君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	水戸邦夫	主任主査兼 次長	角田哲也
--------	------	-------------	------

---

◎開議の宣告

○議長（諸根重男君） 皆さんこんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎推薦第1号 矢吹町農業委員会委員の推薦について

○議長（諸根重男君） 日程第1、推薦第1号 矢吹町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により14番、藤井精七君の退席を求めます。

〔14番 藤井精七君退場〕

○議長（諸根重男君） 事務局長に推薦第1号を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。議会推薦の農業委員は3名であります。議長において推薦したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、八幡町68番地2、根本敏子氏、根宿500番地、小針安子氏、神田南15番地、藤井洋子氏を推薦いたします。

お諮りいたします。根本敏子氏、小針安子氏、藤井洋子氏を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の矢吹町農業委員会委員には、根本敏子氏、小針安子氏、藤井洋子氏を推薦することに決しました。

14番、藤井精七君の退席を解きます。

〔14番 藤井精七君入場〕

○議長（諸根重男君） ここで、推薦されました委員を紹介するために、暫時休議いたします。

（午後 1時04分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 1時06分）

---

◎議事日程の報告

○議長（諸根重男君） 去る6月16日の本会議において各常任委員会、第1・第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

---

◎議案第44号、議案第46号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第2、これより議案第44号、議案第46号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、2番、薄葉好弘君。

〔2番 薄葉好弘君登壇〕

○2番（薄葉好弘君） 総務常任委員会審査結果報告書。

第380回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1番から6番につきましては、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第44号、議案第46号の審査結果は次のとおりであります。

議案第44号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東日本大震災の発生時に旧緊急時避難準備区域等に居住していた世帯に対する国民健康保険税の減免を、平成26年度分についても引き続き行うための、所要の改正をするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について。

本案は、白河地方広域市町村圏整備組合内に、新たに滞納整理を担当する部門を設置するため、地方自治法第286条第1項の規定による規約の変更に関する協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

討論に入り、加藤委員から生活困窮な者、悪質な者という移管の判断基準が明確に示されていない中での滞納整理部門の設置には納得がいかないこと、整理困難な事案であっても現行体制での対応が可能であると考えことから反対する意見、また安井委員からも他の市町村において滞納整理機構による徴収方法に苦情が寄せられている事例があることや移管基準等が十分でない中での設置には反対する意見があり、一方で熊田委員から納税は国民の3大義務の一つであり、税の未納に対する差し押さえ、公売、換価等は法に規定されているものであり、また町の納税相談についても従前のとおり行われることから、約束を不履行にする悪質滞納者には当該滞納整理部門の設置が必要であることから賛成する意見、また吉田委員からも納税は国民の義務であり、震災の復興資金、弱者救済の財源となるもので、納税のルールは必要で守らなければならないことから、滞納整理部門の設置には賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1 番。

〔1 番 安井敬博君登壇〕

○1 番（安井敬博君） 議場の皆さん、こんにちは。

議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更についてに反対の立場で討論させていただきます。

本案は、白河地方広域市町村圏整備組合内に滞納整理部門を設置することに関する規約の変更に関するものでありますが、他の市町村、例えば西尾張地方滞納整理機構というところでは、2011年4月以降から、滞納額を一括で支払え、3回までしか待てない、誰かから借りてでも払え。さもなければ差し押えと迫られたという相談の事案が実際に起こっております。

本案について、私も一般質問で取り上げさせていただき、町長からも、また、委員会の中でも担当課長、職員から説明を受けまして、悪質な滞納者に限ってこの滞納整理組合に対して送るものであるということは説明を受けましたが、その内容につきましては、悪質な滞納者をどのような者と規定するか、督促に対して無反応である、また、町外へ無駄に転入転出を繰り返して連絡がとれない、納税の約束をしたにもかかわらずこれを履行しないというようなことが挙げられ、確かにそのことに対しては、私も、納税については国民の義務であり、また、この納税は福祉や教育など行政サービスに必要不可欠なものであるものであり、全く反対するものではありませんが、他の機構でこのような、規約の整備の不足によるものか、ここはわかりませんが、実際にこのような事例が起こっている中で、まだこの規約の内容について論議が十分ではないと思われまので、反対の立場を表明して討論を終わりたいと思います。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

9 番。

〔9 番 熊田 宏君登壇〕

○9 番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更について、賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、税金は、皆様ご承知のとおり日本国憲法第30条に、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うと規定されている国民の3大義務の一つであります。また、町民の皆さんへ良好な行政サービスを提供していくためにとても大切なものであります。国から地方への財源移譲に伴い、地方税の重要性が増す中、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し、税収入を確実に確保するため、執行体制を強化することが求められております。これまで以上に適正で効率的な事務執行が必要となっております。

本町では、以前より矢吹町町税等収納確保委員会を組織し、きちんと納めている方との公平性を保つためにも、納める能力があるのに納めていただけない方や納付相談に応じていただけない方については、財産を差し

押さえずる滞納処分や行政サービスの制限を実施し厳正に対応しているところであります。さらに、効率化を図るため、滞納状況、交渉経過等が即時に確認できる滞納管理システムを導入し、税務課長の指揮監督のもとに町税等徴収嘱託員による徴収業務に取り組んでおります。

このような状況の中、広域にわたり滞納処分等の手続をする部門が白河地方広域市町村圏整備組合に設置されることにより、関係市町村の滞納整理の執行体制が強化され、結果として税の確実な徴収が促進し、最終的には税の公平性の一層の確保が図られ、公平な税務行政が運営できることになると考えています。

担税能力があるにもかかわらず、たび重なる通知等に無反応であり、誓約の不履行を繰り返す悪質常習滞納者を移管対象とすることで、徴収困難事案の処理に充てていた時間をその他の滞納整理に振り向けられるその効果は大きく、やむを得ない事情により納税相談に来る方への配慮がよりきめ細やかなものになることを期待しております。また、滞納整理部門の設置により、予防効果として自主納付が促進されることも考えられ、納税意識の向上にもつながっていくものと思います。

移管基準の制定の時期については、広域市町村圏の構成市町村全ての足並みがそろい、滞納設置部門の設置がされた後でなければ法的な整備は行えないことは、手続上、制度上やむを得ないことであり、きちんと納税している大多数の町民の皆様に対し、税の公平性を理解していただき、一層の税収の確保、収納率向上が図られることから本案に賛成するものであります。

また、本件につきましては、過去の矢吹町議会の一般質問でも何度も取り上げられ、その具体的かつ効果的対策が見出せないのが現実でありました。今回、その具体的対策の提案として本議案により設置される、それが滞納整理部門であります。いわば議会の一般質問を受けてその答えが明示されたのであります。私自身もそうですが、過去の一般質問でもその具体的解決策の提案はできませんでした。もし提案に反対をするならば、その案に対する具体的対案を提示して反対するべきであると私は思いますし、常にそう言い続けております。

私は、滞納税金の徴収率アップに関して、現在、本議案以上の効果的な対案が提示できません。それぐらい効果の期待できる本議案でありますので、本議案に対し大いに理解を示すものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（諸根重男君） ほかにございませんか。

3番。

〔3番 加藤宏樹君登壇〕

○3番（加藤宏樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について、反対の立場で討論をいたします。

滞納整理課に移管される基準、特に生活困窮者に対する基準が明確にされておらず、その中での運用は、ケース・バイ・ケースで対応することが望ましい案件でさえも移管されてしまうおそれがあります。また、悪質と判断される事案については、町が法と秩序に基づいて現在の手法で執行しても何ら非難されるものではありません。

滞納整理課なるものは法的には何の権限もなく、最終判断は、結局、差し押さえや公売といった手続は町が行うものであり、収納業務の一部が移管されるだけで、その効果や成果についても疑わしいところがございます。

す。

よって、議案第46号 白河地方広域市町村圏整備組合理約の変更に対抗するものであります。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長（諸根重男君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第44号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第46号 白河広域市町村圏整備組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立によります。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（諸根重男君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号、請願第1号、陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第3、これより議案第45号及び請願第1号、陳情第3号を一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは報告させていただきます。

文教厚生常任委員会審査結果報告書。

第380回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは、記載のとおりですので割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第45号、請願第1号、陳情第3号の審査結果は次のとおりであります。

議案第45号 矢吹町子ども・子育て会議設置条例。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に基づき、子ども・子育て支援計画の策定やその審議等を行う子ども

も・子育て会議を設置するため、当該条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書。

本件は、国の関係機関に、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定について、意見書の提出を求める請願書であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第3号 年金のさらなる削減の中止を求める意見書の提出についての陳情。

本件は、国の関係機関に、高齢者の生活と地域経済を守るため、年金のさらなる削減の中止を求めることについて、意見書の提出を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第45号 矢吹町子ども・子育て会議設置条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第3号 年金のさらなる削減の中止を求める意見書の提出についての陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

◎陳情第2号、陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第4、これより陳情第2号、第4号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、5番、鈴木隆司君。

〔5番 鈴木隆司君登壇〕

○5番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第380回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、その審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から7番までは、記載のとおりですので割愛させていただきます。

8番、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第2号、第4号の審査結果は次のとおりであります。

陳情第2号 神田地区内における神田南8号線の整備に関する陳情。

本件は、地域住民の重要な生活道路である町道神田南8号線の早急な舗装整備に関する陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

陳情第4号 町道整備についての陳情。

本件は、通学児童・生徒の安全確保のため、町道館沢・田内線による歩道のない一定区間の早急な歩道の整備に関する陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第2号 神田地区内における神田南8号線の整備に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第4号 町道整備についての陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

#### ◎議案第47号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第5、これより議案第47号を議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員会委員長、11番、角田秀明君。

〔11番 角田秀明君登壇〕

○11番（角田秀明君） 第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第380回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは、記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第47号の審査結果は次のとおりです。

議案第47号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億8,561万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億3,561万6,000円とするもので、あわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金917万4,000円、県支出金2億9,321万3,000円、繰入金7,656万4,000円及び町債460万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費2,560万8,000円、農林水産業費が雪害による農業施設災害復旧事業等により2億4,886万2,000円、土木費が大池公園除染対策事業等により1億704万5,000円をそれぞれ増額するものであります。

地方債の補正では、防災拠点施設整備事業債の限度額を460万円増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第47号 平成26年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号、議案第49号、議案第50号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第6、これより議案第48号、議案第49号、議案第50号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2 予算特別委員会委員長、10番、栗崎千代松君。

〔10番 栗崎千代松君登壇〕

○10番（栗崎千代松君） 第2 予算特別委員会審査結果報告書。

第380回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは、記載のとおりですので割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第48号、第49号、第50号の審査結果は次のとおりであります。

議案第48号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ88万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,810万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金88万9,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費88万9,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ129万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億464万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金129万6,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、維持管理費129万6,000円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の収益的支出の予定額に222万6,000円を追加し、支出予定総額を4億6,622万9,000円とするものであります。

収益的支出補正の内容は、営業費用222万6,000円を増額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の資本的支出予定額に3,410万円を追加し、資本的支出予定総額を2億3,169万7,000円とするものであります。

資本的支出補正の内容は、建設改良費3,410万円を増額するものであり、あわせて既定の資本的収支不足額の補填財源の一部を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（諸根重男君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第48号 平成26年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 平成26年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号 平成26年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして、引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議いたします。

（午後 1時44分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時03分）

---

### ◎日程の追加

○議長（諸根重男君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

9番（熊田 宏君） それでは報告させていただきます。

会期中に、町長から提出されました同意1件及び議員から発議3件の追加議案が提出されました。

また、議会運営委員会及び文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の各委員長から提出のあった閉会中の継続調査の申し出及び議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め、協議いたしました結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（諸根重男君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

---

### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（諸根重男君） 日程第7、これより同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に同意第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○議長（諸根重男君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは説明させていただきます。

同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、平成23年7月から町の固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町三城目195番地、浅川英夫氏を、再度、同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

浅川氏には、任期中、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、平成25年7月からは町固定資産評価審査委員会の委員長を務めていただいているところであります。今後も引き続き同委員会の職務にご尽力いただきたく、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（諸根重男君） 本案件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（諸根重男君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました委員を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時08分）

---

○議長（諸根重男君） それでは再開いたします。

（午後 2時09分）

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第8、これより発議第4号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第4号を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

#### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月23日、衆議院議長、伊吹文明殿、参議院議長、山崎正昭殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、総務大臣、新藤義孝殿、文部科学大臣、下村博文殿、厚生労働大臣、田村憲久殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長（諸根重男君） これより発議第4号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第4号「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号の意見書は提出することに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第9、これより発議第5号 さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に発議第5号を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

8番、大木義正君。

〔8番 大木義正君登壇〕

○8番（大木義正君） さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）。

厚生労働省は、「特例水準」を解消するとして、昨年10月から1%、今年4月から0.7%削減し、来年4月にも0.5%削減する予定です。

年金の削減は、「特例水準の解消」を理由としていますが、今年4月からは消費税も増税され、灯油や生鮮食料品、医療費の値上がり、さらには社会保険料の引き上げなどで高齢者の生活は一層厳しさを余儀なくされており、実情にまったくそぐわない措置と言わざるを得ません。

昨年12月に改定通知が届いてからの年金受給者による行政不服審査請求は、全国で12万6千人、福島県でも2,350人を超えたと報じられており、年金削減による高齢者の怒りや不安は、今後ますます高まることが予想されます。年金の削減は消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも影響を与えるものです。

特に、大震災と原発事故に苦しんでいる福島県にあっては、高齢者のみならず全ての県民にとって大きな痛手であり、安倍首相の言う「福島の再生」や「経済の好循環」の政策に逆行するものです。

年金削減に続いて、さらに政府はマクロ経済スライドの実施による連続的な年金削減や受給年齢の引き上げを立法化しようとしています。年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼がさらに低下することが懸念されます。

よって、国においては、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、「さらなる年金の削減を中止すること」を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月23日、内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿、厚生労働大臣、田村憲久殿。

福島県矢吹町議会議長、諸根重男。

○議長（諸根重男君） これより発議第5号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第5号 さらなる年金削減の中止を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号の意見書は提出することに決しました。

---

#### ◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（諸根重男君） 日程第10、これより発議第6号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

事務局長に発議第6号を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（諸根重男君） 提出者の説明を求めます。

9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

次ページを見ながらごらんください。

矢吹町議会委員会条例（平成3年矢吹町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第7項とし、第1項から第3項を3項ずつ繰り下げ、同条に次の3項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から適用する。

以上です。

○議長（諸根重男君） これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号 矢吹町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（諸根重男君） 日程第11、これより閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の申し出のとおり会期外の付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長からの継続調査の会期外付託調査の申し出のとおりとすることに決しました。

---

#### ◎議員の派遣について

○議長（諸根重男君） 日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諸根重男君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（諸根重男君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催し、終了後は第4会議室において議会広報編集委員会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

これにて第380回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 2時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 26 年 9 月 5 日

議 長 諸 根 重 男

署 名 議 員 安 井 敬 博

署 名 議 員 薄 葉 好 弘